

追補版

第3期 竹田市障がい者基本計画

令和3(2021)年度～令和8(2026)年度

第7期 竹田市障がい福祉計画 第3期 竹田市障がい児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6年3月
竹田市

はじめに

すばらしい自然環境と歴史文化に包まれた竹田市。

この住み慣れた竹田市で障がいのある方が生きがいや役割を持ち、自らの望む生活を送り続けられる、そして、障がいのある人もない人も、共に安心して生活できる社会の実現が求められています。

現在、国においては地域共生社会の実現に向け、「障害者総合支援法」の改正や「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行により、障がいのある方が個人として尊厳に満ちた生活を営むことができる総合的な支援が図られるようになりました。

本市では、令和3年3月に「第3期障がい者基本計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がい者の日常生活の支援や社会参加の促進、権利擁護の推進など様々な施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、コロナ禍を契機とした地域のつながり・支え合いの低下に加え、人口減少を起因とする人手不足により、福祉サービスが減少するなど、障がい者を取り巻く環境は年々深刻化しております。また、障がいのある方の高齢化や重度化、保護者の高齢化が進む中で「親なきあと問題」も喫緊の課題であり、必要なサービス量の確保と適切な支援の安定提供のため、より時代のニーズに即した施策の推進や地域包括ケアシステムの構築などがますます重要となっています。

「第7期竹田市障がい福祉計画・第3期竹田市障がい児福祉計画」は、国の法律等が示す新たな課題への対応とともに、具体的なまちの姿を描いた目標、施策の設定、進捗管理を目的とした指標と実現性のあるサービス目標の設定など、実効性のある計画作成を目指してきました。また、「第2次竹田市総合計画」との整合性を図りながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるまちの実現を目指し、サービスの充実や地域における自立支援、地域福祉拠点の整備等の目標を達成するため、今後も関係機関等と連携しながら多岐にわたる障がい福祉施策を着実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました竹田市障がい福祉計画等策定委員会の皆様、アンケート調査にご協力いただきました皆様に心から厚く御礼を申し上げます。

令和6年3月



竹田市長 土 居 昌 弘

目次

第1部 第3期竹田市障がい者基本計画（追補版）	1
1. 経緯・目的	3
2. 追補	3
第2部 第7期竹田市障がい福祉計画第3期竹田市障がい児福祉計画	5
第1章 計画策定の趣旨	6
1. 計画策定の背景・趣旨	6
2. 計画の位置づけ	9
3. 計画期間	11
4. 計画の対象と範囲	12
5. 計画の策定体制	13
6. 障がいの表記について	14
第2章 竹田市の現状	15
1. 統計データから見る竹田市の現状	15
2. アンケートから見る竹田市の現状	27
第3章 計画の基本方針	43
1. 基本理念	43
2. 計画の基本方針	44
第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	45
1. 前期計画の成果目標の評価	45
2. 成果目標の設定	51
3. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策	62
4. 障がい児サービスの見込量と確保方策	68
5. 地域生活支援事業の推進	70
6. サービス見込量等確保のための方策	77
第5章 計画の推進体制	78
1. 計画の推進のために	78
2. 推進体制の整備	79
資料編	80
1. 竹田市障がい福祉計画等策定委員名簿	81

第1部

第3期竹田市障がい者基本計画（追補版）

第3期竹田市障がい者基本計画（追補版）

1. 経緯・目的

第3期竹田市障がい者基本計画は令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間としていますが、計画策定後に生じた状況変化への対応と、上位計画（総合計画、地域福祉計画等）の策定・見直しに合わせることを目的として、第3期竹田市障がい者基本計画の計画期間の半分か経過する令和5年度に中間見直しを行い、計画の方向性および今後の取組について追補を行うこととしました。

2. 追補

（1）計画書 17 頁

第4章 施策の現状と課題及び今後の方向

基本目標1 生活支援の充実

（1）相談支援体制の構築

【現状と課題】（本文 14～16 行目）

今後、介護者の高齢化により介護負担がこれまで以上に増大したり、家族との死別等で介護者がいなくなったりする事案も増加すること考えられます。障がいのある人やその家族が、親等が亡くなった後の生活や金銭管理等について切実に思い悩むことは、「親なきあと問題」と呼ばれています。障がいのある人をきょうだいに持つ人が、将来自分が親の代わりに世話をしなくてはならないと不安に思うことも、親なきあと問題に含まれます。本人や家族の不安を少しでも軽くし、安心して地域で暮らし続けることができるようにするため、本人と家族に対しより一層の支援体制の強化が求められます。

（2）計画書 19 頁

第4章 施策の現状と課題及び今後の方向

基本目標1 生活支援の充実

（1）相談支援体制の構築

【今後の取組】（9つ目の●）

●家族や親せきの不安や悩みを軽減し、継続して障がい者の支援が行えるよう、家族会の活動を支援していきます。また、親なきあと相談員による相談会を開催し、本人や家族の相談にのったり支援の提案を行ったりします。相談内容によっては弁護士や司法書士、社会福祉士等専門職につないでいきます。

第2部

第7期竹田市障がい福祉計画

第3期竹田市障がい児福祉計画

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景・趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に支え合う共生社会の実現が求められています。

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活に大きな影響を及ぼしています。特に、障がいのある人や高齢者、生活困窮者等は大きな影響を受け、感染拡大防止のための措置により、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会を喪失し、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が浮き彫りになり、障がいのある人やその家族などへの支援がますます必要とされるようになりました。

国においては、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を令和3年5月に改正し、民間事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務へと変更しました。

また、令和4年9月には、障害者の権利に関する条約に基づき、日本政府が国際連合の障害者の権利に関する委員会に提出した報告書に対する総括所見が示され、この中で、差別解消法における救済の仕組み、脱施設、インクルーシブ教育^{*}などを始めとする多くの課題について、改善勧告がなされました。

その後も、障がいのある人に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には国が第5次障害者基本計画を策定しました。共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

竹田市におきましても、国の動向や本市の実情に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、「竹田市障がい者計画」、「竹田市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を令和3(2021)年3月に策定し、障がいのある人に関する各種施策を推進してきました。

この度、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の計画期間満了に当たり、障がい者福祉制度にかかる法改正等の社会動向や本市の実情を踏まえた「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を総合的、計画的に推進してまいります。

※用語解説

インクルーシブ教育	障がいのある人が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組みのこと。
-----------	---

◆国の障がい福祉施策をめぐる近年の動向

令和3年 6月	改正「障害者差別解消法」公布 ○民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定める。
9月	「医療的ケア児支援法」施行 ○医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的とする。
令和4年 5月	「障害者情報アクセシビリティ※・コミュニケーション施策推進法」施行 ○障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
12月	「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」公布 ○基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、就労選択支援サービスの創設等を定める。
令和5年 3月	「障害者基本計画（第5次）」策定
5月	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」告示

※用語解説

アクセシビリティ	高齢の人や障がいのある人などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること。
----------	---

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）（令和5年5月19日付け障企発0519第1号・こ支障発第14号）の主な改正内容■

3. 基本指針の見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ ベアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

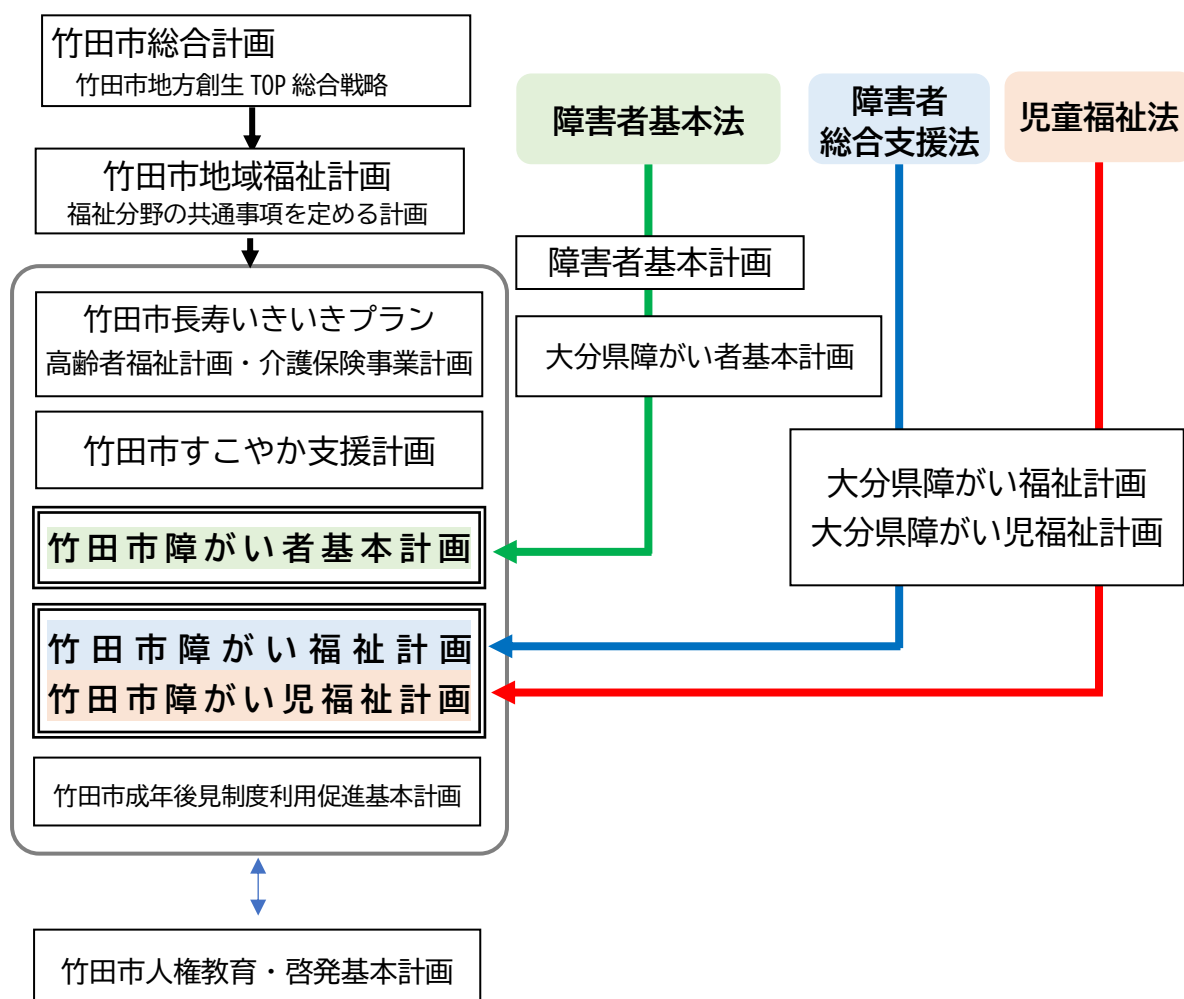
2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定められた「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定められた「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「竹田市障がい者基本計画」に定める基本的な施策の方向性を踏まえ、国が示した障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき、障がい福祉サービス等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策等を定めま

す。
また、本市のまちづくりの最上位計画である「竹田市総合計画」及び「竹田市地域福祉計画」の分野別計画として位置づけられるものであり、高齢者福祉計画・介護保険事業計画やすこやか支援計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持ちます。

◆上位・関連計画、根拠法



○障害者基本法第 11 条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

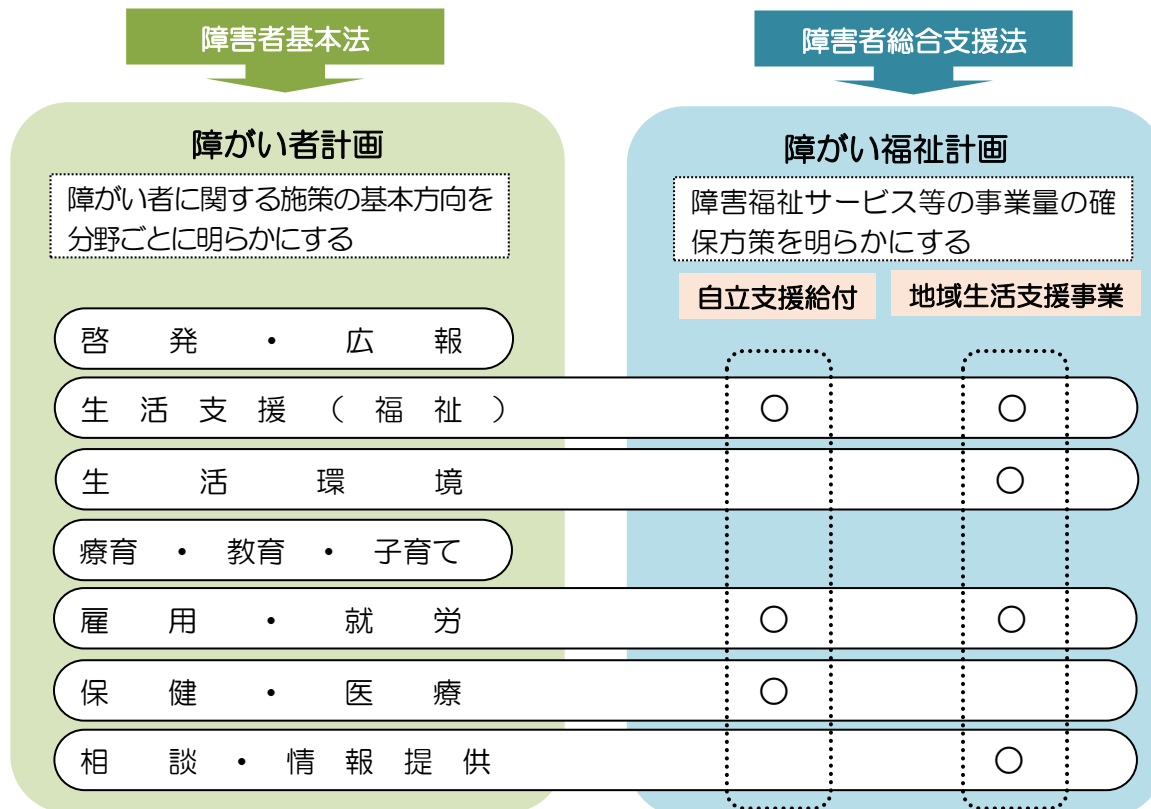
○児童福祉法第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆障がい者計画と障がい福祉計画の関係

「障がい者計画」は、「障害者基本法」に基づく障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。

「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法において、「市町村障がい者計画」その他の法律の規定による計画であって障がいのある人等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たなければならないとされており、平成 24（2012）年度版障がい者白書で、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の具体的な関係として、「障がい者計画」に掲げる「生活支援」等の事項の中で、障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画としての位置づけとして作成することが適当であるとされています。



3. 計画期間

本市では、「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の整合性を図って施策展開するために、次のとおり計画年度を設定しています。

① 障がい者基本計画

令和 3（2021）年度から令和 8（2026）年度まで（6 年間）

② 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度まで（3 年間）

※障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、3年間を基本として柔軟な期間設定が可能となりました。今期計画は障がい者計画との整合性を図るため3年間とします。

H30 (2018) 年度	R1 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
障がい者基本計画			障がい者基本計画					
障がい福祉計画 (第5期)			障がい福祉計画 (第6期)		障がい福祉計画 (第7期)			
障がい児福祉計画 (第1期)			障がい児福祉計画 (第2期)		障がい児福祉計画 (第3期)			

4. 計画の対象と範囲

本計画は、福祉のみならず、保健・医療、教育・保育、雇用・就業、スポーツ・文化芸術、防災・まちづくり、市民協働など、障がい者施策全般についての計画です。

障がいのある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、全ての人が共に支えあい、活躍できる地域共生社会の実現が必要です。

よって、全市民を計画の対象とします。

また、本計画における「障がい者」、「障がい児」の定義は手帳の有無に関わらず下記のとおりです。

【障がい者】

・身体に障がいがある人	【18 歳以上】
・知的障がいがある人	【18 歳以上】
・精神に障がいがある人	【18 歳以上】
(発達障がいがある人、高次脳機能障がいがある人を含み、知的障がいがある人を除く。)	
・難病等がある人	【18 歳以上】

【障がい児】

・身体に障がいがある人	【18 歳未満】
・知的障がいがある人	【18 歳未満】
・精神に障がいがある人	【18 歳未満】
(発達障がいがある人、高次脳機能障がいがある人を含み、知的障がいがある児童を除く。)	
・難病等がある人	【18 歳未満】

5. 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

計画の改定にあたり、障がいのある人の生活実態や障がい福祉に関する意見・要望を把握し施策の検討を行うため、「障がい福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

調査名称	調査対象	調査方法調査期間	回収結果
竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート (障がい者)	市内に居住するサービス支給決定者	郵送での配付・回収及び施設での配付 令和5年9月25日 ～令和5年10月10日	配布152人 回収122人 有効回収率 80.3%
竹田市障がい福祉計画策定のためのアンケート (障がい児)	18歳未満の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳所持者、障がい児通所サービス等を利用している保護者	郵送での配付・回収及び施設での配付 令和5年9月25日 ～令和5年10月10日	配布40人 回収30人 有効回収率 75.0%

(2) 策定委員会の設置

計画案を検討する場として、「第7期竹田市障がい福祉計画・第3期竹田市障がい児福祉計画策定委員会」を設置し意見聴取と審議を行いました。

委員会名称	開催日	議事内容
第1回策定委員会	令和5年 8月2日	- 第6期計画の目標値に係る利用実績について - 計画策定の概要及び策定方針 - アンケート調査について - 今後のスケジュール
第2回策定委員会	令和5年 12月5日	- 各種調査結果について - 計画素案について
第3回策定委員会	令和6年 2月26日	- パブリックコメントの計画報告 - 計画成案の協議

(3) パブリックコメントの実施

令和6年1月9日から23日まで計画素案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

6. 障がいの表記について

竹田市では、「障害者」などの「害」の字の表記について、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある人等の人権をより尊重する観点から、可能な限り「害」の字を「がい」とひらがなで表記することとしています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や施設名等の固有名称、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使っています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

本計画での表記の基本的な考え方は、以下のとおりです。

○障害→障がい

○障害者→障がいのある人、あるいは障がい者とします。

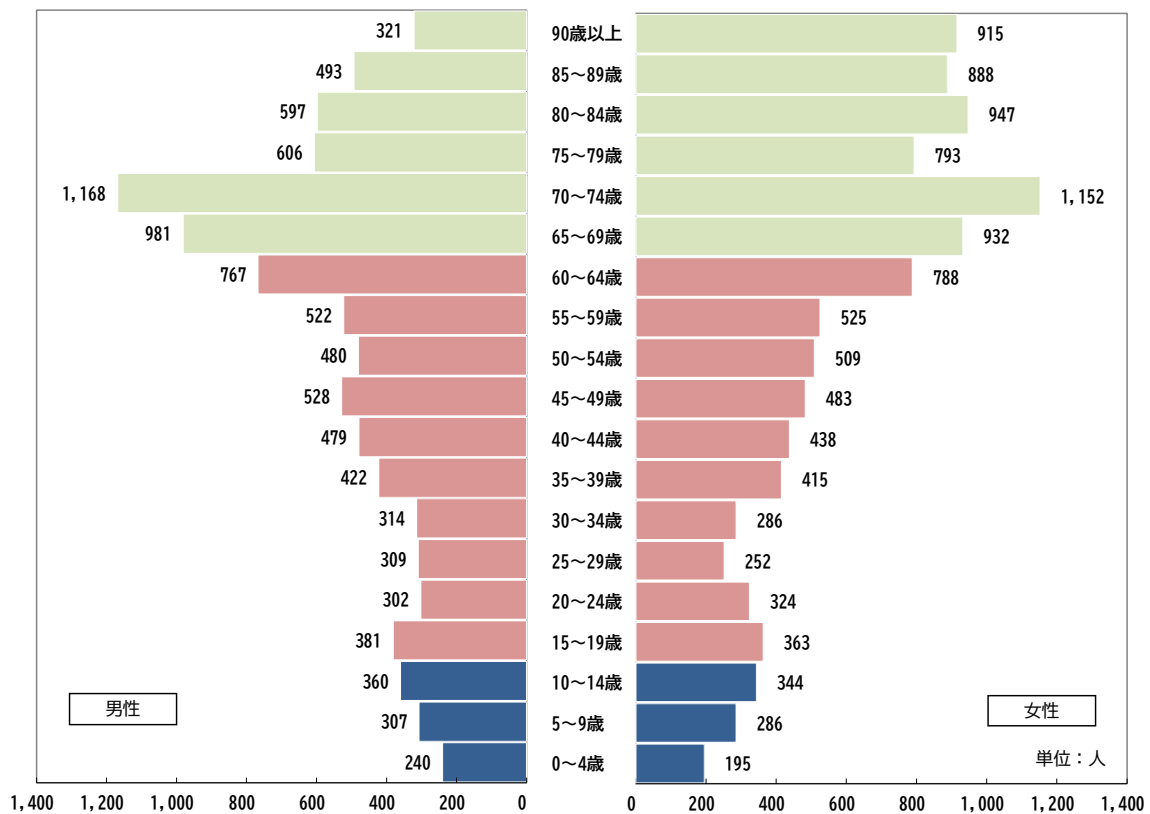
第2章 竹田市の現状

1. 統計データから見る竹田市の現状

(1) 人口の状況

①年齢別人口構成図

本市の令和4年1月1日現在の人口を年齢階層別にみると、男女ともに65～74歳の階層の膨らみが大きくなっており、今後10年間で、この階層が順次後期高齢期に達することから、計画期間中はさらなる高齢化率の上昇が見込まれます。

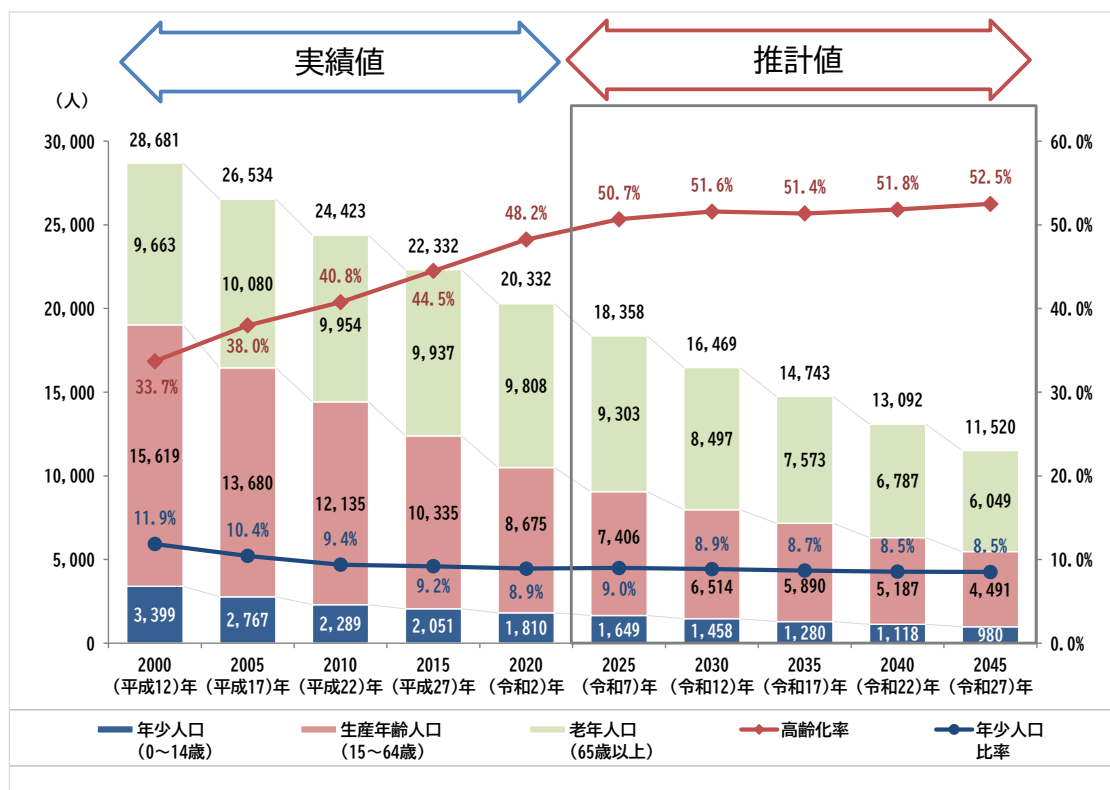


出典：住民基本台帳（令和4年1月1日現在）

②年齢3区分人口の推移と将来推計

人口の推移を見ると、総人口は平成12年以降減少が続き、令和2年までの20年間で8,349人（29.1%）減少しています。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、既に65歳以上の高齢者人口も減少に転じており、すべての区分において減少しています。それに伴い、平成12年から令和2年までの20年間で高齢化率が33.7%から48.2%に大きく上昇しています。



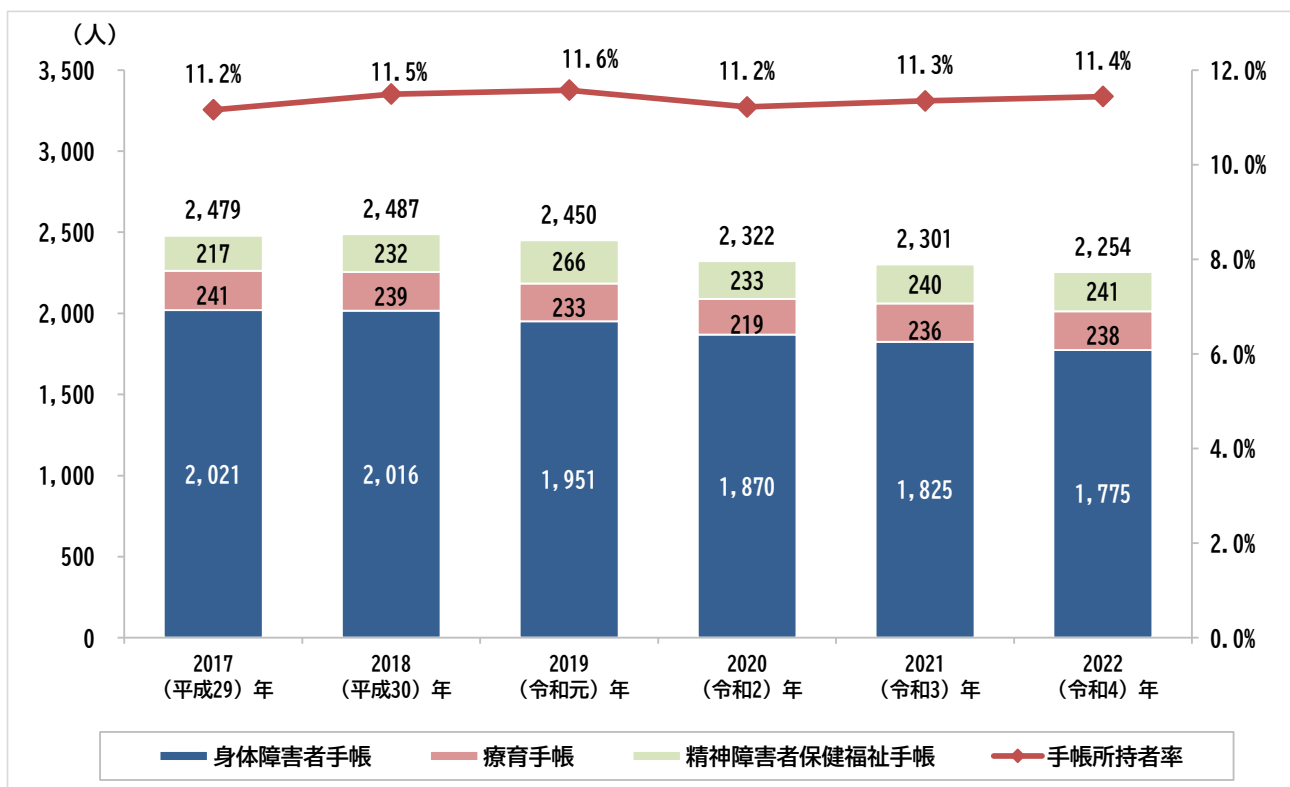
出典：国勢調査（平成12（2000）年～令和2（2020）年）、社人研推計（令和7（2025）年～令和27（2045）年）

(2) 障がい者の状況

①各手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、令和4年3月末現在 2,254 人で、うち身体障害者手帳所持者が 1,775 人で全体の 78.7%を占めています。

身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移している一方、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は概ね横ばいとなっています。



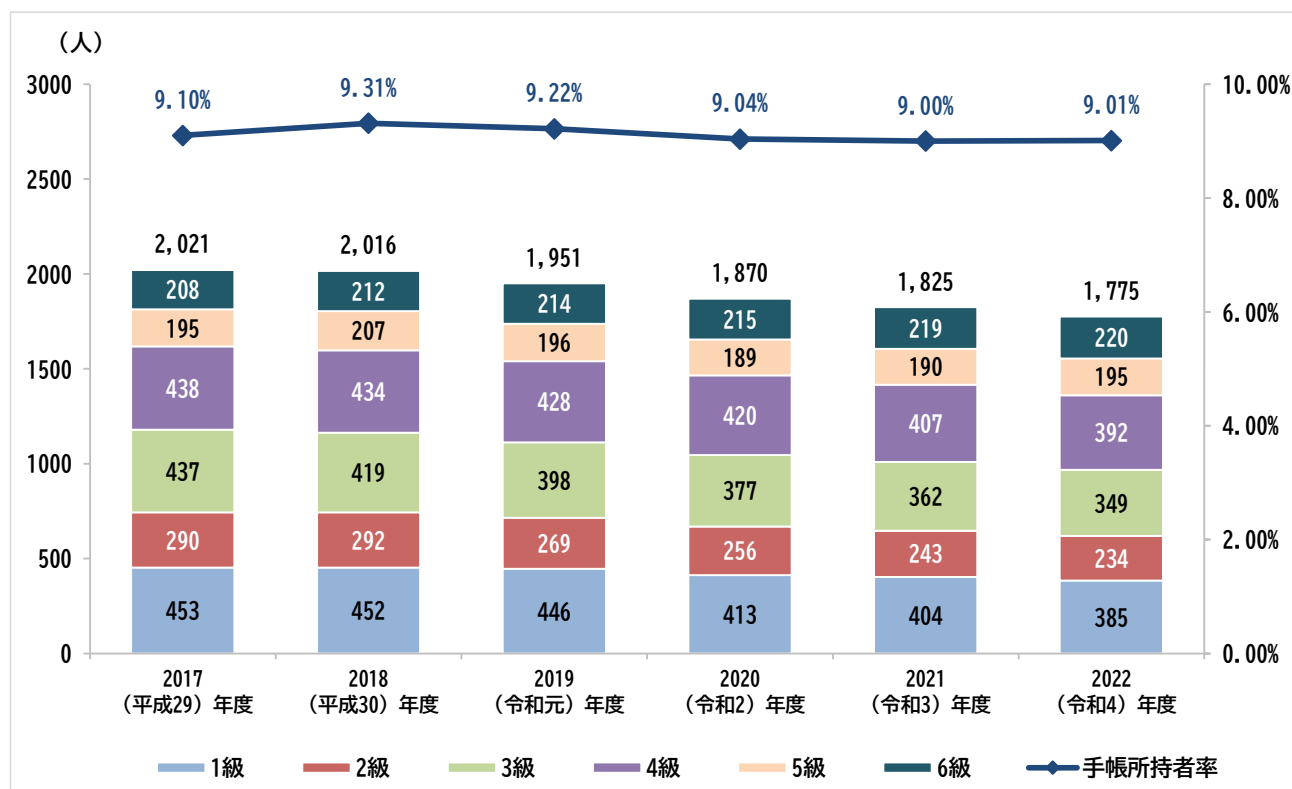
出典：福祉行政報告例（各年3月31日現在）、手帳所持率算出母数は住民基本台帳（ともに各年3月31日現在）

②身体障害者手帳所持者の状況

等級別身体障害者手帳所持者数は、令和4年度では重度障がい者（障がい等級表の1・2級に相当）が619人（34.8%）、中度（同3・4級に相当）が741人（41.7%）、軽度（同5・6級に相当）が415人（23.4%）となっています。

重度、中度は減少傾向、軽度は概ね横ばいで推移しています。

■等級別身体障害者手帳所持者数の推移（障がい程度等削除）

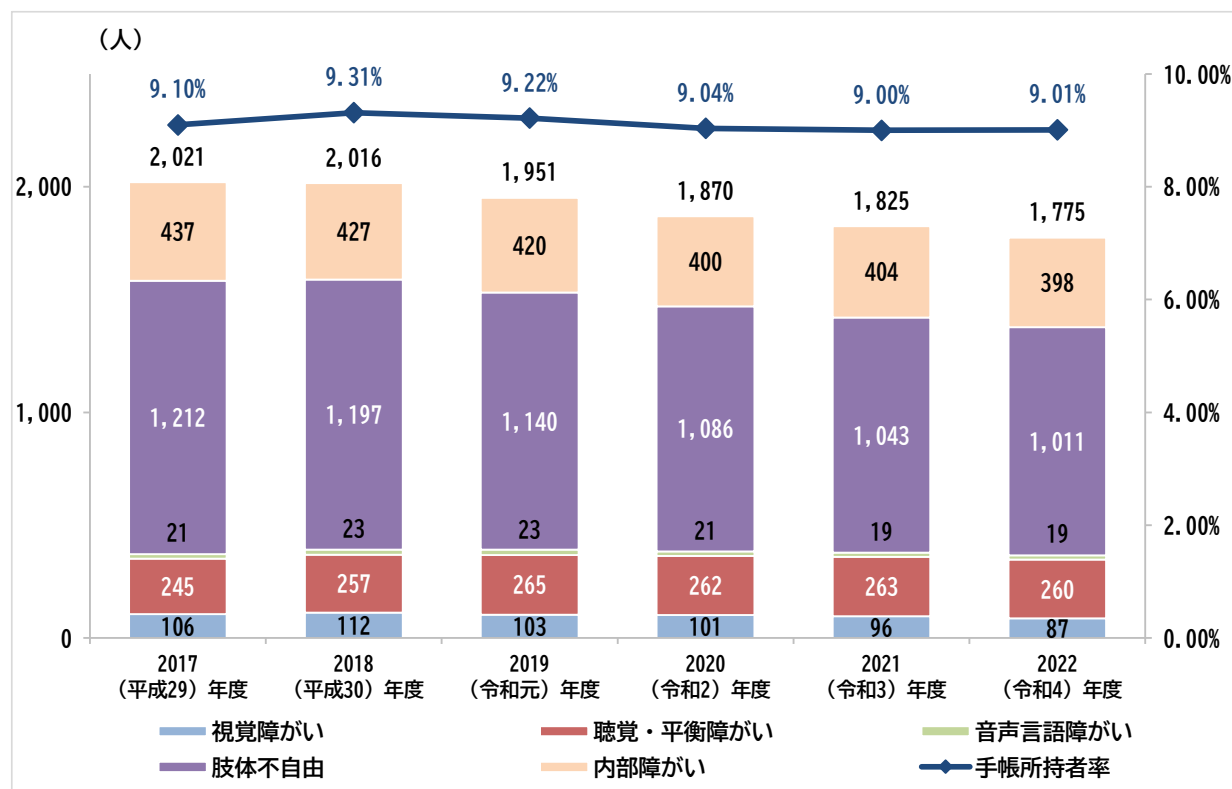


出典：福祉行政報告例（各年度3月31日現在）

障がい種別身体障害者手帳所持者数は、令和4年度では「肢体不自由」が1,011人と最も多く、全体の57%を占めています。

「肢体不自由」と「内部障がい」「視覚障がい」は減少傾向、その他の種別は概ね横ばいで推移しています。

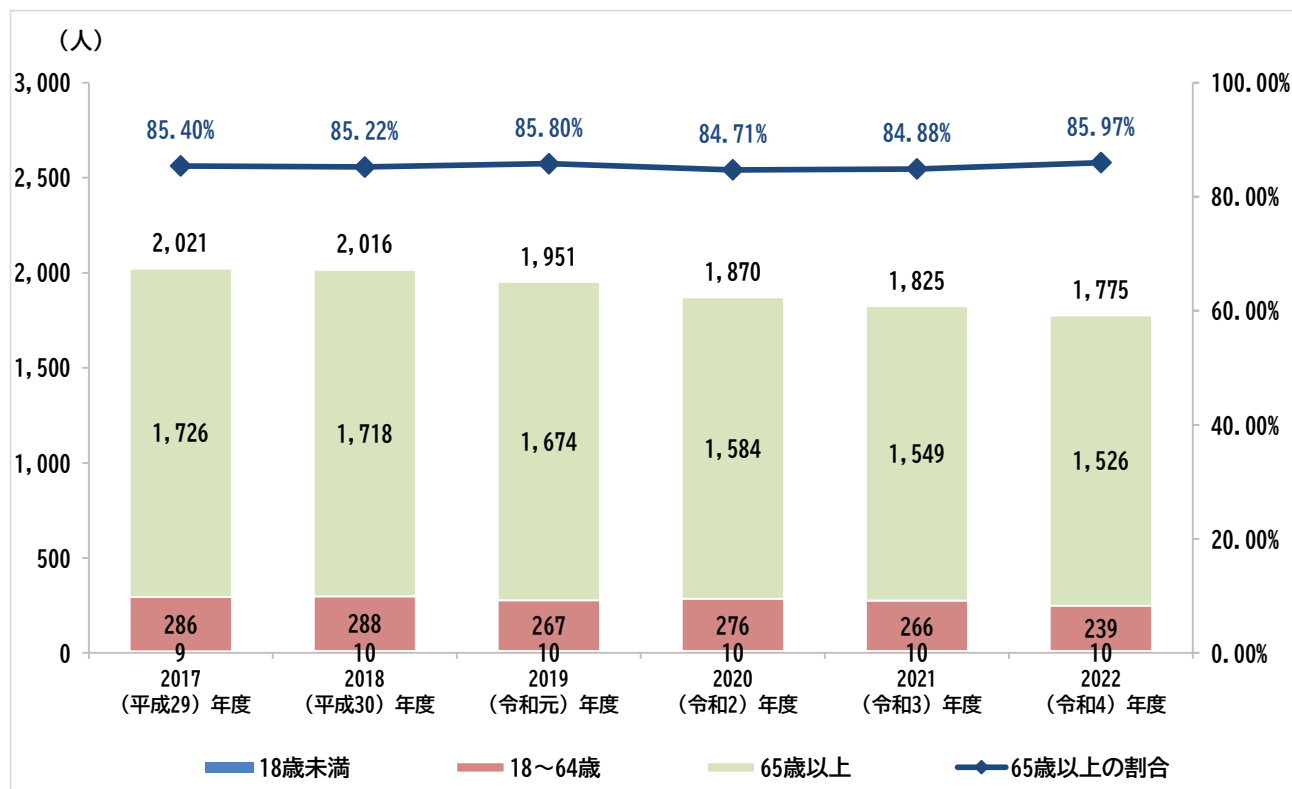
障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



出典：福祉行政報告例（各年度3月31日現在）

年代別身体障害者手帳所持者数は、令和4年度では「65歳以上」が1,526人と最も多く、全体の8割以上を占めており、その割合は年々上昇しています。また、「18～64歳」と「65歳以上」は減少傾向、「18歳未満」は概ね横ばいで推移しています。

■年代別身体障害者手帳所持者数の推移

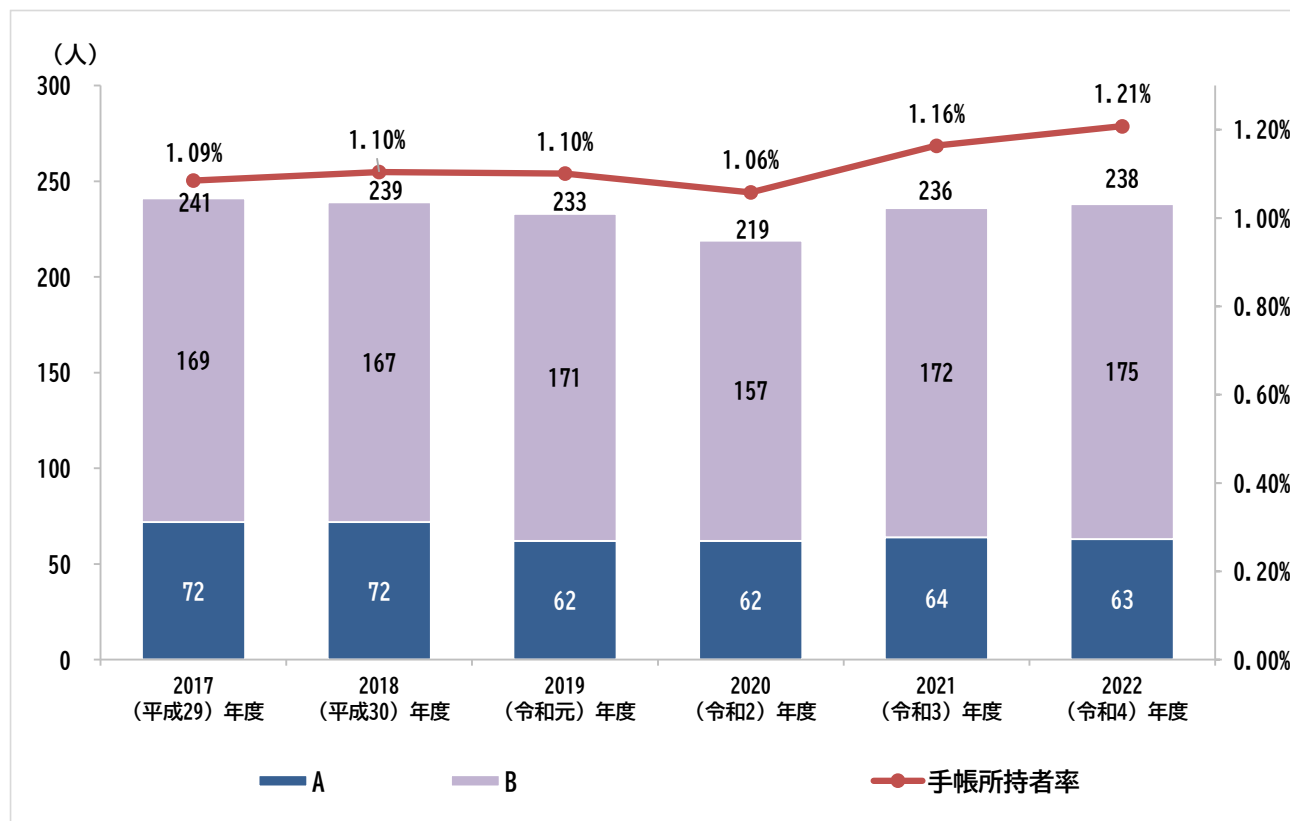


出典：竹田市社会福祉課調べ（各年度3月31日現在）

③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は、令和4年度では238人となり、横ばい傾向となっています。障がい程度別にみると、「A」は令和元年以降横ばい傾向、「B」は微増傾向で推移しています。

■障がい程度別療育手帳所持者数の推移

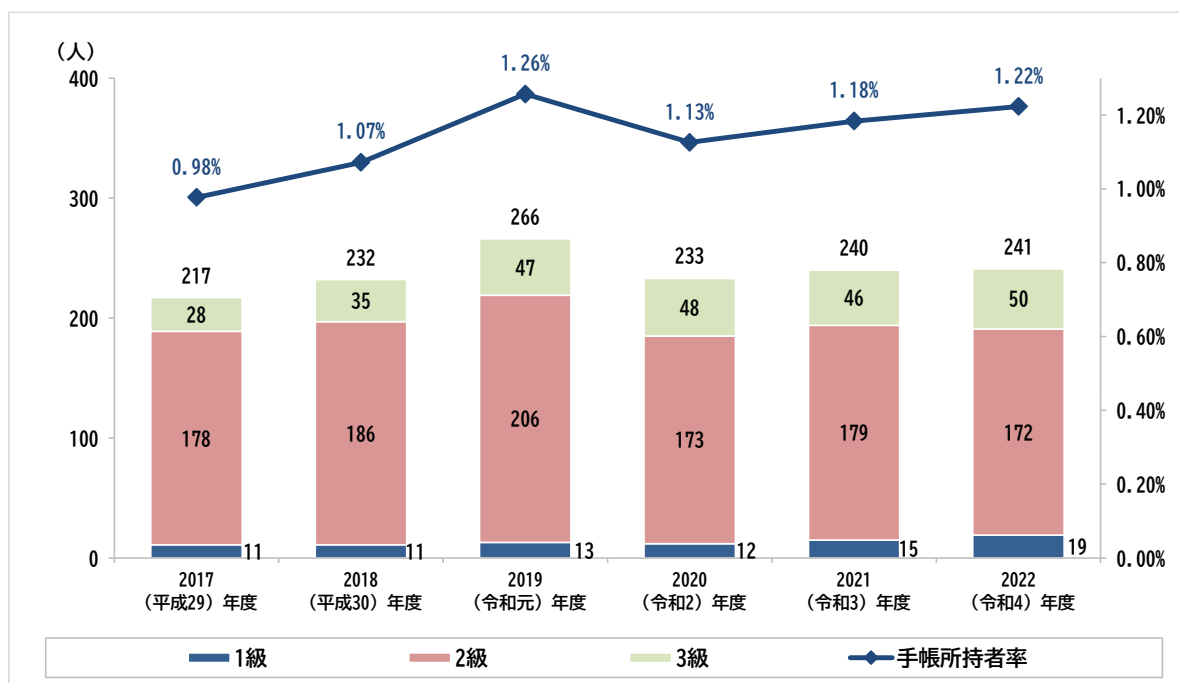


出典：福祉行政報告例（各年度3月31日現在）

④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度では241人となり、横ばい傾向で推移しています。また、障がいの等級別に見ると2級が最も多く、令和4年度は、全体の約7割を占めています。

■障がい等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

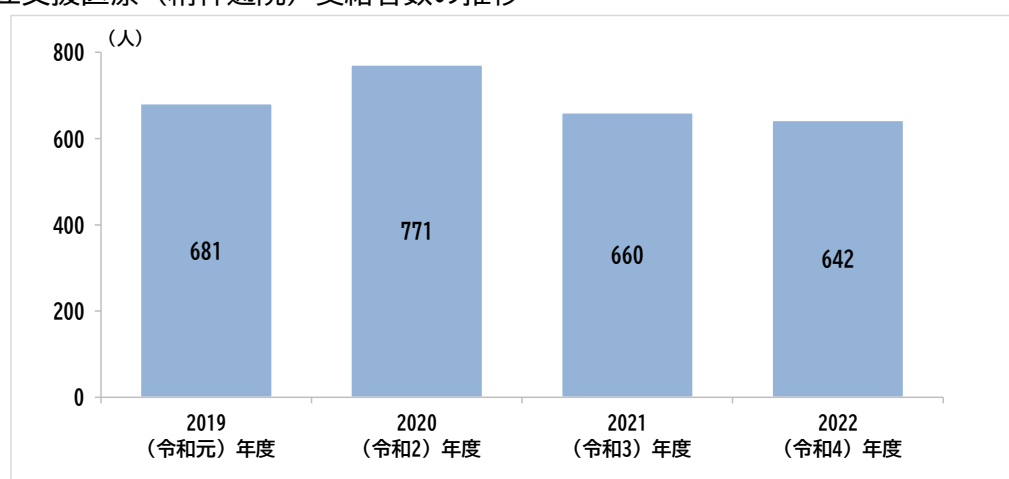


出典：竹田市社会福祉課調べ（各年度3月31日現在）

⑤自立支援医療（精神通院）受給者の状況

自立支援医療（精神通院）受給者数は、650人～770人前後で推移しています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



出典：竹田市社会福祉課調べ（各年度3月31日現在）

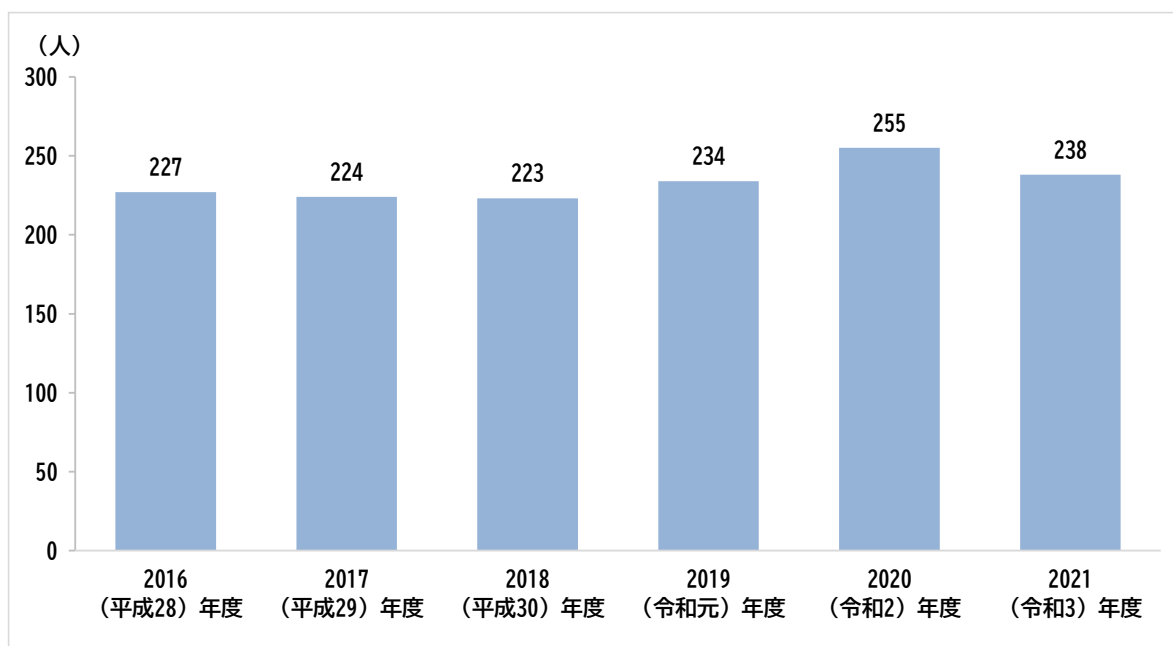
⑥難病患者の状況

原因不明、治療方法未確立、希少な疾病で長期の療養を必要とする疾病のことを難病といいます。難病のうち、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものは「指定難病」に指定されています。

難病等も障害者総合支援法の対象であり、令和6年4月現在 369 疾病となっています。

本市の平成 28 年度から令和3年度の特定医療費（指定難病）受給者証所持者数をみると、220～250 人前後となっています。

■特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の推移



出典：豊肥保健所報（各年度3月31日現在）

⑦障がい児の療育、就学の状況

ア. 18 歳未満の障がい児の年齢層別内訳

(単位：人)

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	計
身体障害者手帳	1	5	4	10
療育手帳	5	20	10	35
精神障害者保健福祉手帳	1	2	1	4

出典：竹田市社会福祉課調べ（各年度3月31日現在）

イ. 障がい児通所サービス等受給児童数

(単位：人)

サービス等名称	計
児童発達支援	11
医療型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	29
保育所等訪問支援	0
障害児相談支援	39

出典：竹田市社会福祉課調べ（各年度3月31日現在）

ウ. 小、中学校の特別支援学級在籍者状況

■小学校（特別支援学級）

	学校数	学級数	児童数（人）						
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
平成30年度	9	24	2	6	6	5	3	9	31
令和元年度	9	19	1	2	7	10	4	4	28
令和2年度	8	17	5	1	2	6	9	5	28
令和3年度	8	17	4	5	1	2	6	10	28
令和4年度	8	18	3	4	8	3	2	7	27
令和5年度	8	16	5	4	5	8	2	2	26

（注）院内学級を除く

■中学校（特別支援学級）

	学校数	学級数	生徒数（人）			
			1年生	2年生	3年生	計
平成30年度	3	5	3	4	3	10
令和元年度	3	5	5	3	3	11
令和2年度	3	5	1	6	3	10
令和3年度	3	5	2	2	6	10
令和4年度	4	7	9	3	2	14
令和5年度	4	8	6	9	4	19

出典：市教育委員会（各年度5月1日現在）

工. 特別支援学校の在籍者状況

■小学部

	学級数	児童数（人）			計
		低学年	中学年	高学年	
平成 30 年度	8	4	3	7	14
令和元年度	5	2	4	4	10
令和 2 年度	6	1	5	5	11
令和 3 年度	4	1	2	5	8
令和 4 年度	4	2	1	5	8
令和 5 年度	4	3	1	2	6

■中学部

	学級数	生徒数（人）			計
		1 年生	2 年生	3 年生	
平成 30 年度	5	8	3	8	19
令和元年度	5	11	8	4	23
令和 2 年度	6	6	11	7	24
令和 3 年度	6	5	6	10	21
令和 4 年度	5	4	5	6	15
令和 5 年度	4	4	4	5	13

■高等部

	学級数	生徒数（人）			計
		1 年生	2 年生	3 年生	
平成 30 年度	4	12	4	5	21
令和元年度	5	12	13	3	28
令和 2 年度	5	10	11	12	33
令和 3 年度	5	10	10	9	29
令和 4 年度	5	9	10	10	29
令和 5 年度	6	7	9	10	26

※竹田市在住児童・生徒数／支援学校在籍児童

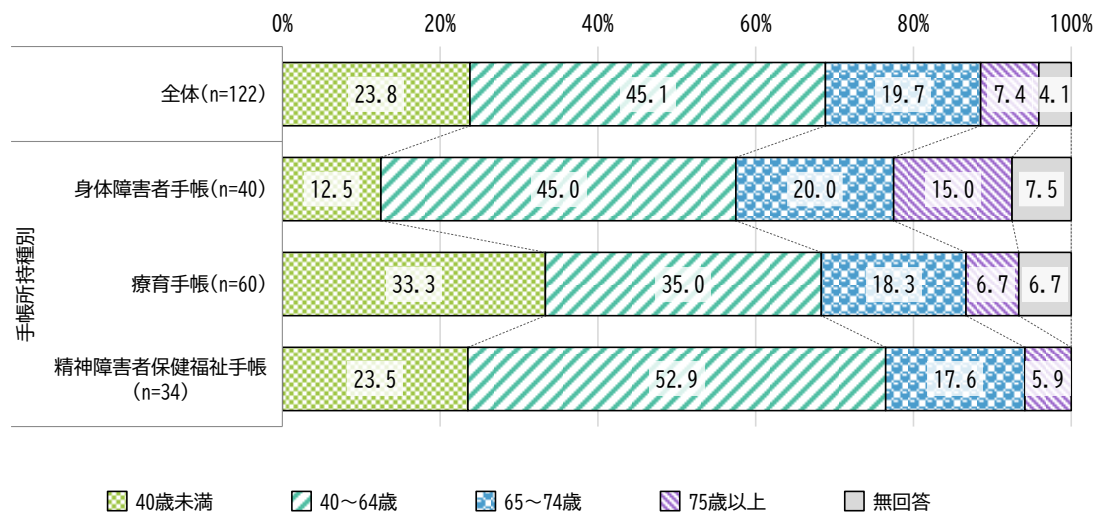
出典：県立竹田支援学校（各年度 5 月 1 日現在）

2. アンケートから見る竹田市の現状

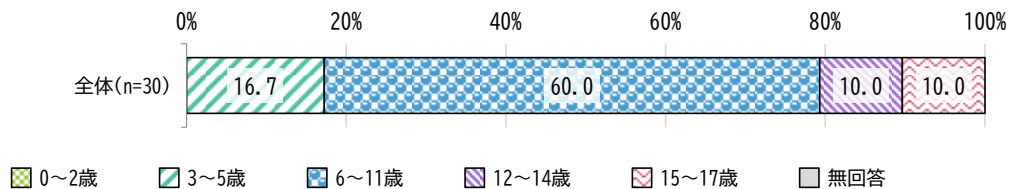
(1) 回答者の属性

①年齢

【障がい者】



【障がい児】



(2) 主な回答結果

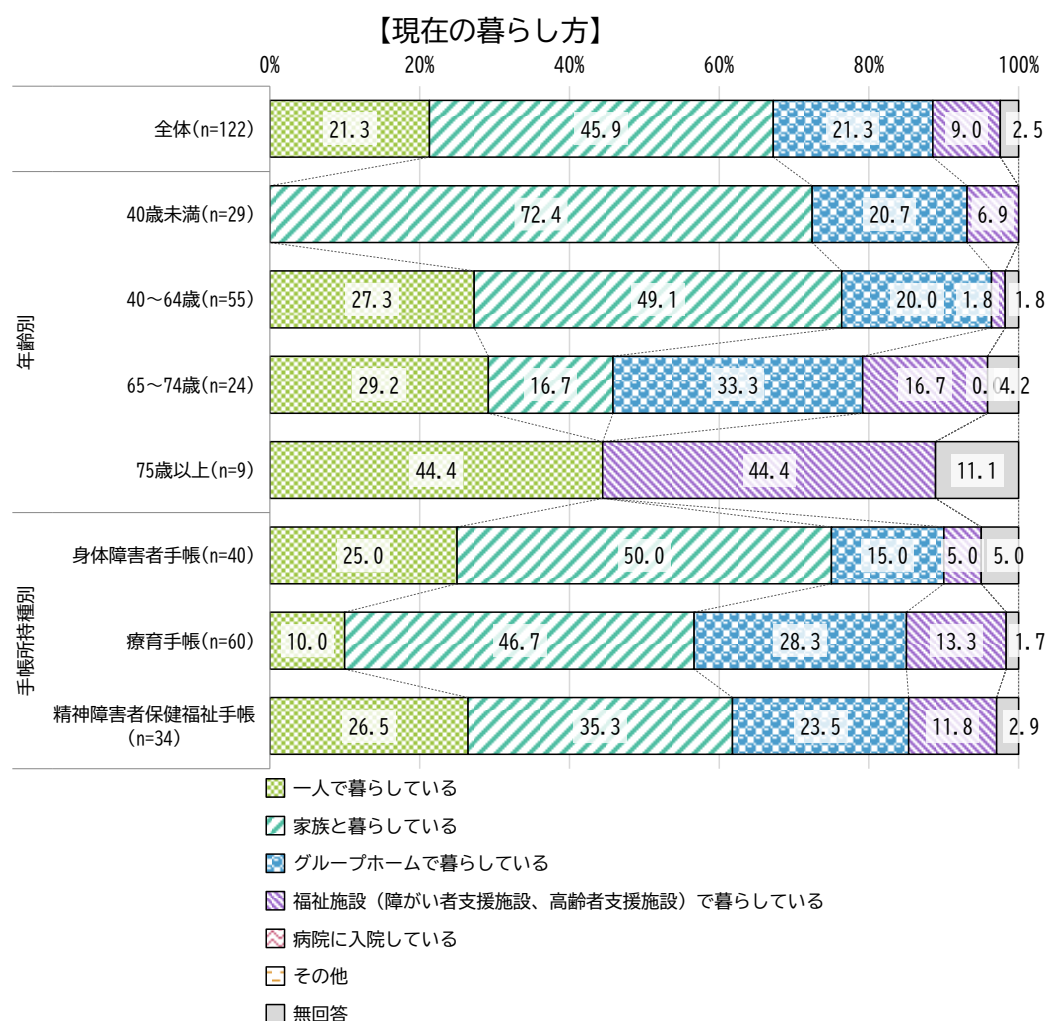
障がいのある人の高齢化・重度化、そしていわゆる「親なきあと」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の整備が必要となっています。

○現在の暮らしの状況については、「家族と暮らしている」が45.9%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」「グループホームで暮らしている」がともに21.3%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」9.0%となっています。

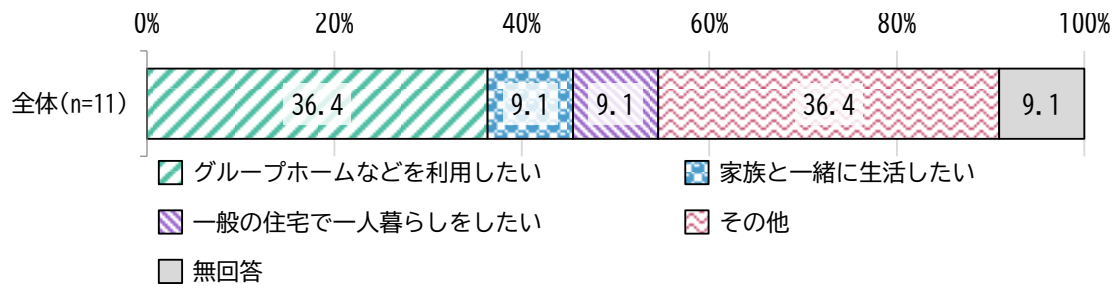
○「福祉施設」又は「病院に入院している」と回答した方のみに、将来、地域で生活したいと思うかについて聞いたところ、「グループホームなどを利用したい」、「その他」がともに36.4%と最も高くなっています。

○主な介助者については、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が46.5%と最も高く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」40.7%、「子ども」5.8%となっています。

○主な介助者の方の年齢については、「40～64歳」が41.3%と最も高く、次いで「65～74歳」19.6%、「75歳以上」17.4%となっています。

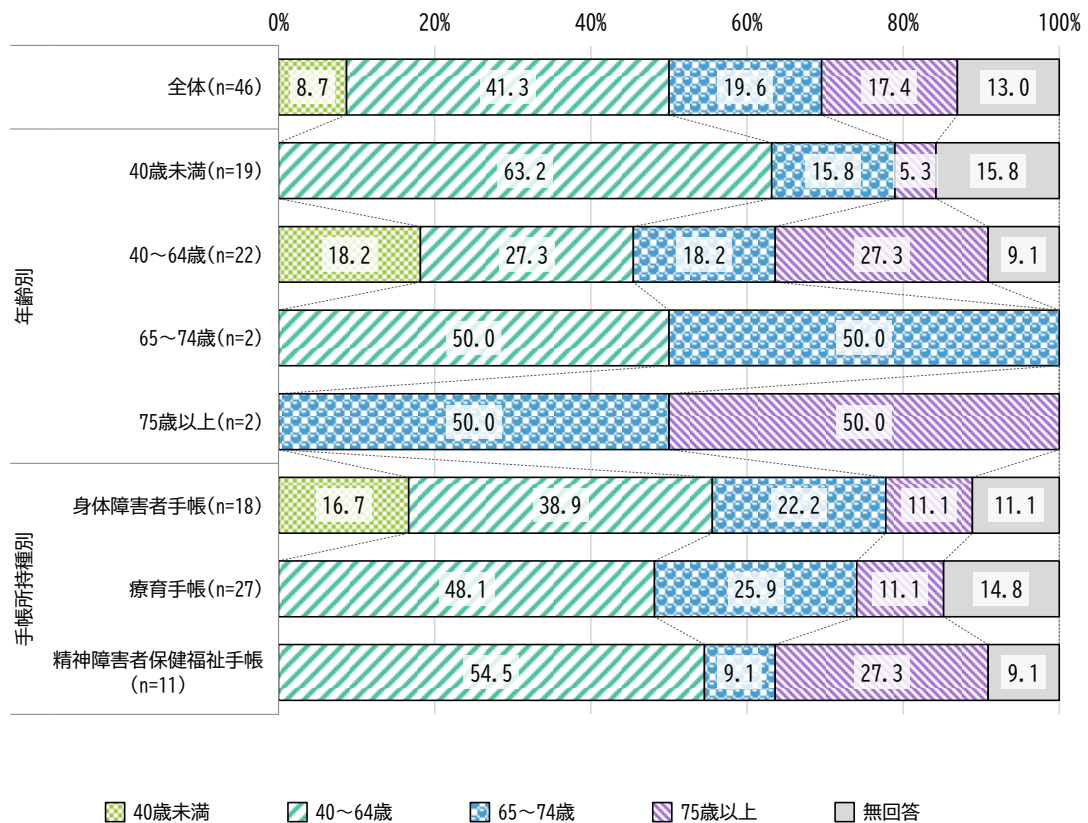


【将来、地域で生活したいか】



※「現在の暮らし方」で「福祉施設」又は「病院に入院している」と回答した方のみ
 ※「その他」は、「今のまま暮らしたい」

【主な介助者の年齢】



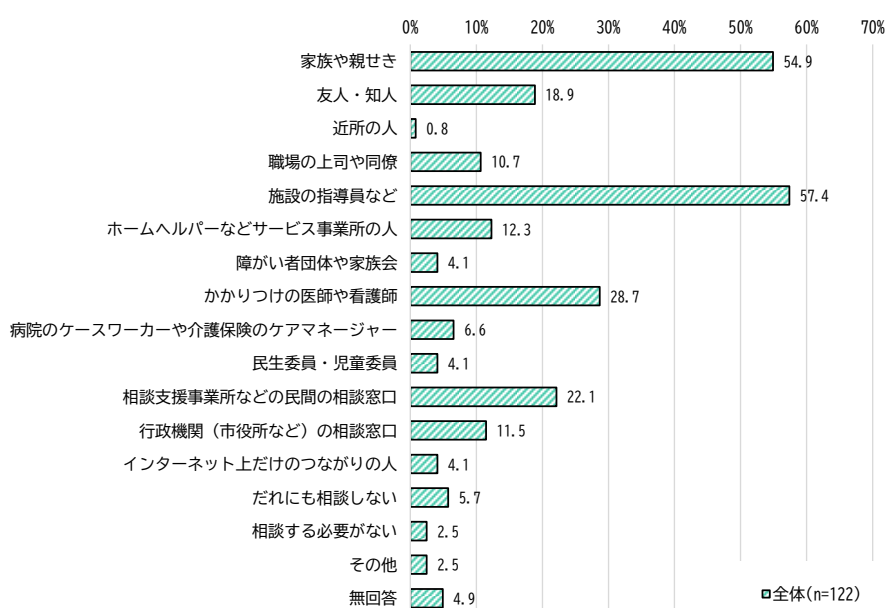
障がいのある人等の複合的な悩みや問題に対し、総合的・専門的に対応できる相談支援体制が必要とされています。

また、自立した生活を支えるために情報提供体制の充実が必要となっています。

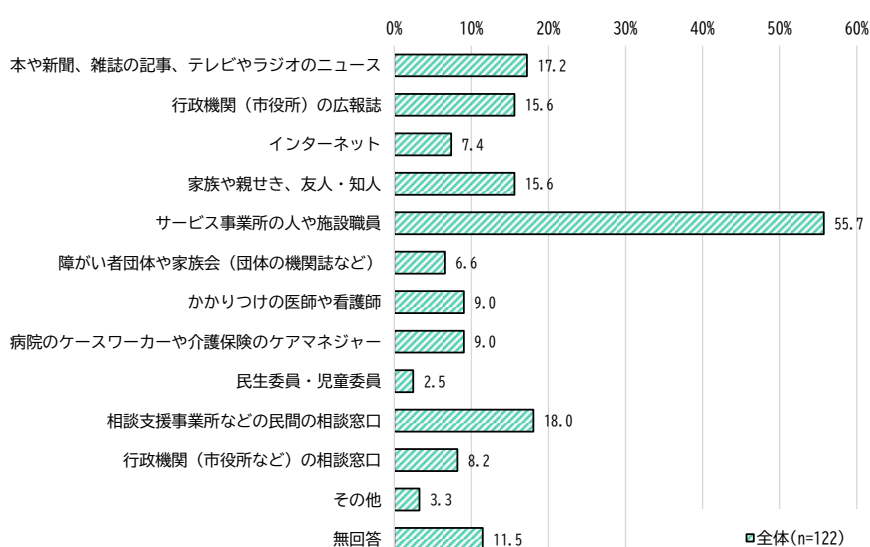
○悩みや困ったことの相談相手については、「施設の指導員など」が57.4%と最も高く、次いで「家族や親せき」54.9%、「かかりつけの医師や看護師」28.7%となっています。

○障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「サービス事業所の人や施設職員」が55.7%と最も高く、次いで「相談支援事業所などの民間の相談窓口」18.0%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」17.2%となっています。

【普段、悩みや困ったことの相談相手（複数回答）】



【情報の入手先（複数回答）】



必要な福祉サービスが受けられる体制の整備、障がいのある人等の就労支援が必要とされています。

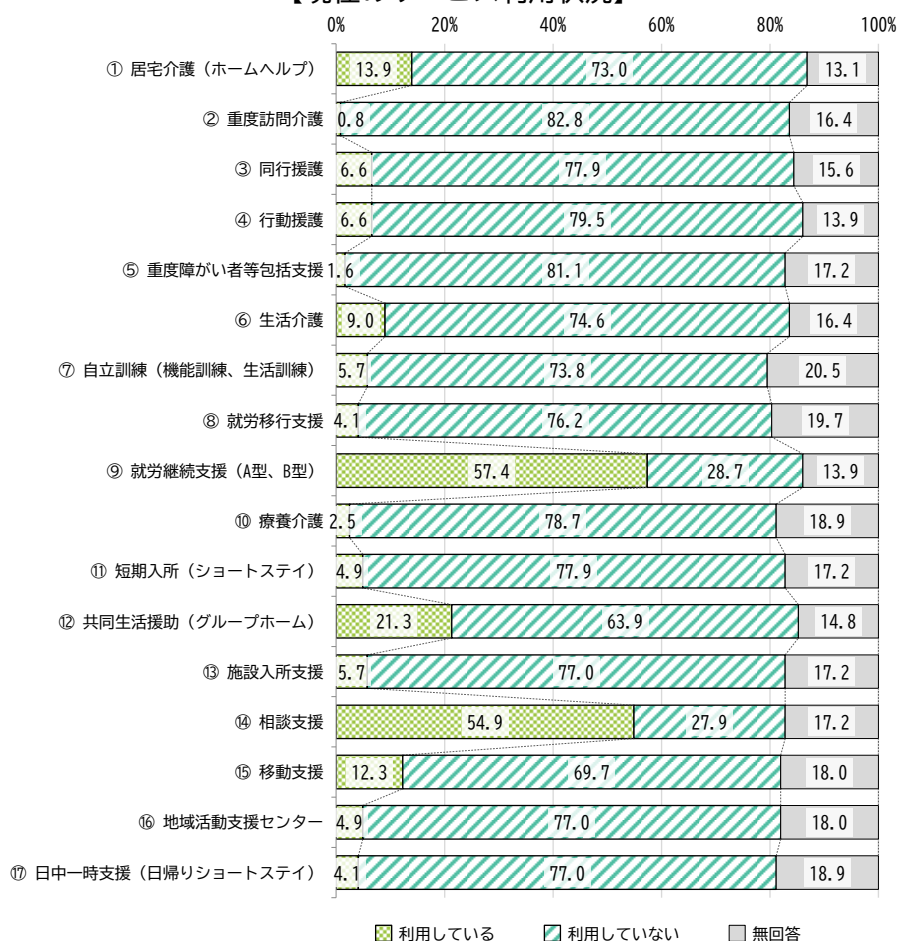
○現在の介護サービスの利用状況について、「利用している」割合が最も高いのは「就労継続支援（A型、B型）」57.4%、次いで「相談支援」54.9%、「共同生活援助（グループホーム）」21.3%となっています。

○今後のサービスの利用希望については、「利用したい」割合が最も高いのは「相談支援」47.5%、次いで「就労継続支援（A型、B型）」43.4%、「共同生活援助（グループホーム）」22.1%となっています。

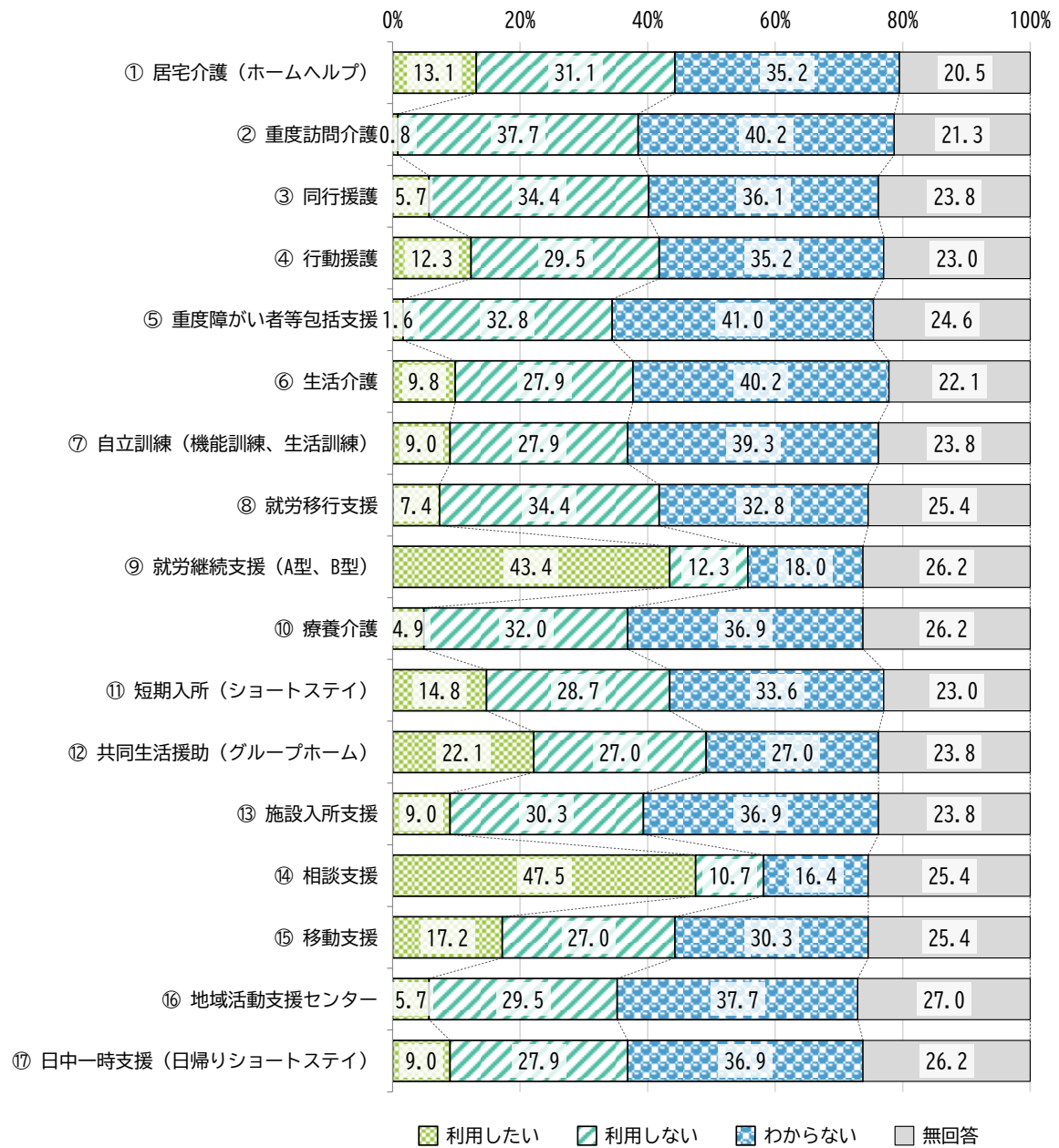
○障がい福祉サービス等を利用する上での困りごとについては、「特になし」が46.7%と最も高く、次いで「福祉サービスの事業所が少ない」19.7%、「サービスの利用手続き方法が大変」15.6%となっています。

○市内に増えてほしい障がい福祉サービス提供事業所については、「外出において、ヘルパーが付き添い、移動の支援を行う移動支援事業所」が58.3%と最も高く、次いで「ヘルパーが家事援助や身体介護サービスを提供する居宅介護事業所」50.0%、「短期入所（ショートステイ）を提供する事業所」45.8%となっています。

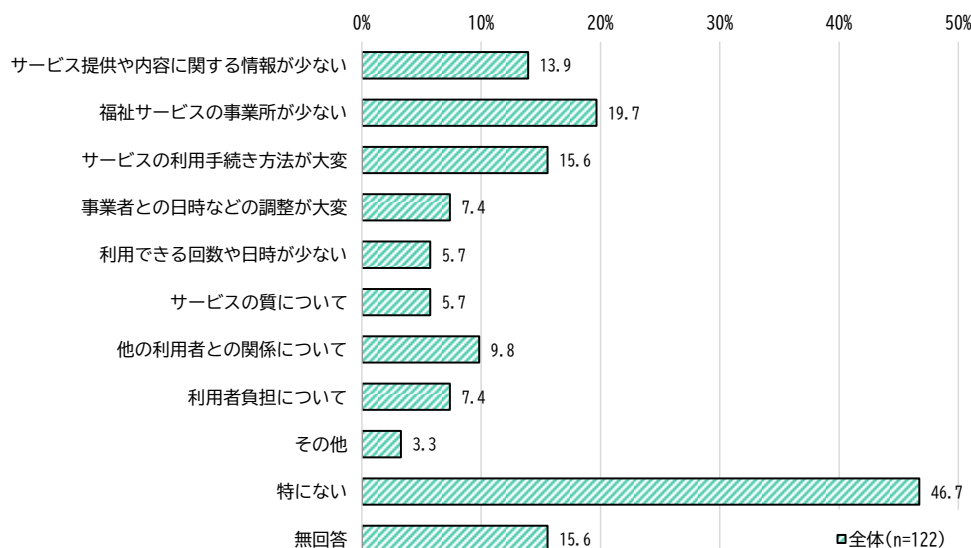
【現在のサービス利用状況】



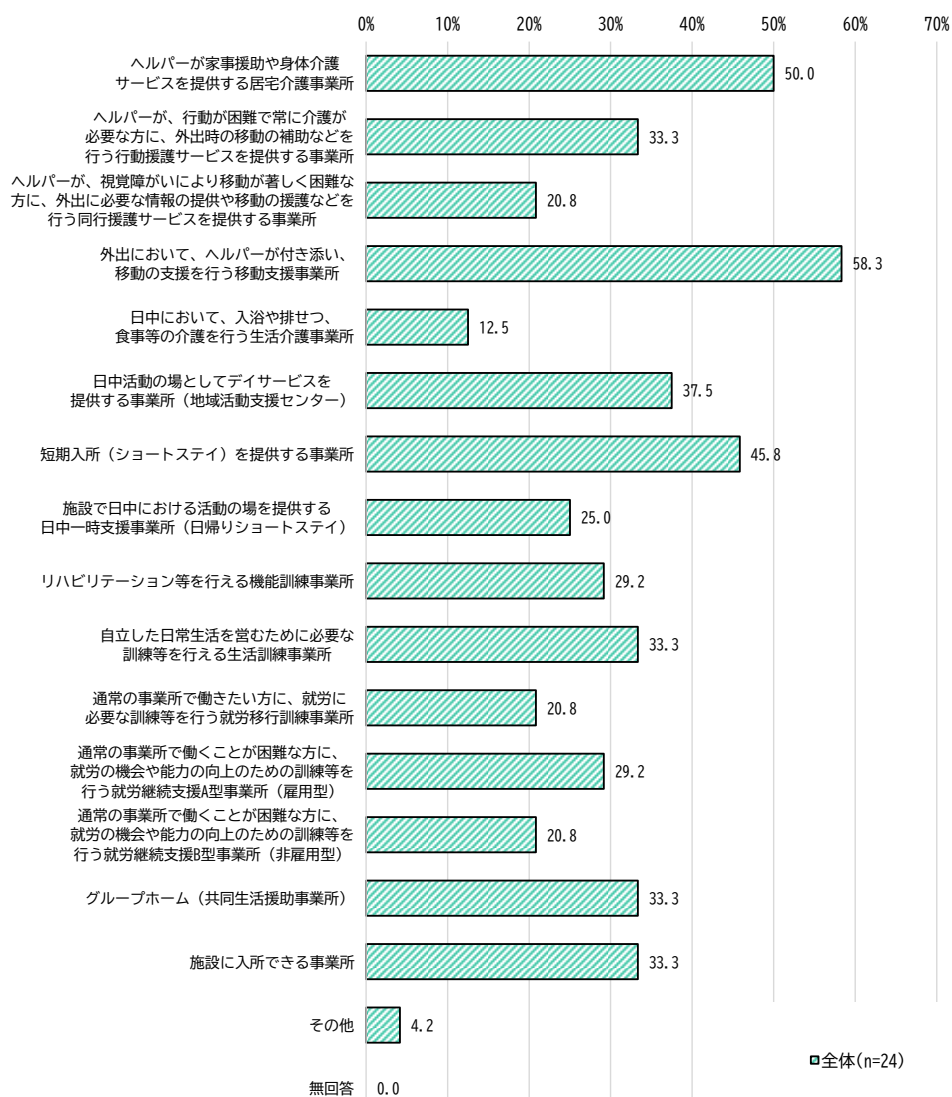
【今後のサービス利用希望】



【障がい福祉サービスなどを利用する上で、困っていること】



【増えればいいと思う障がい福祉サービス事業所】

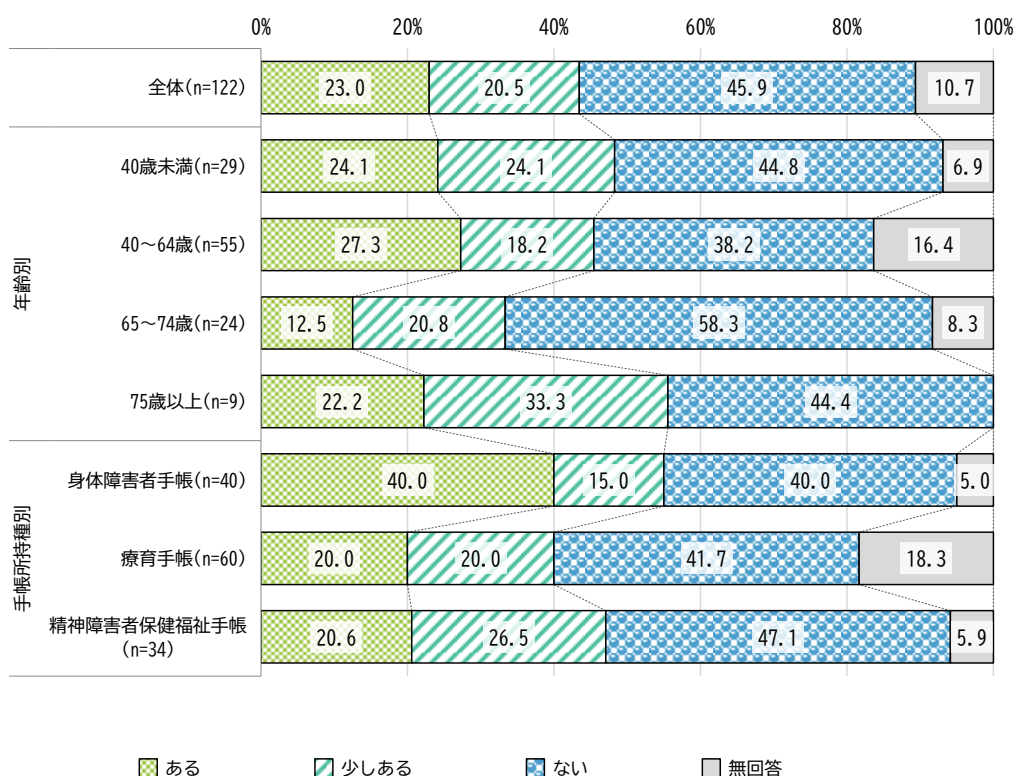


障がいや障がいのある人等に対する、地域における理解促進が求められています。

○障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）経験の有無については、「ある」が23.0%、「少しある」が20.5%、「ない」が45.9%となっています。

○差別や嫌な思いをした場面・場所については、「学校・仕事場」が37.7%と最も高く、次いで「外出先」34.0%、「住んでいる地域」28.3%となっています。

【障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか】



【どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（複数回答）】



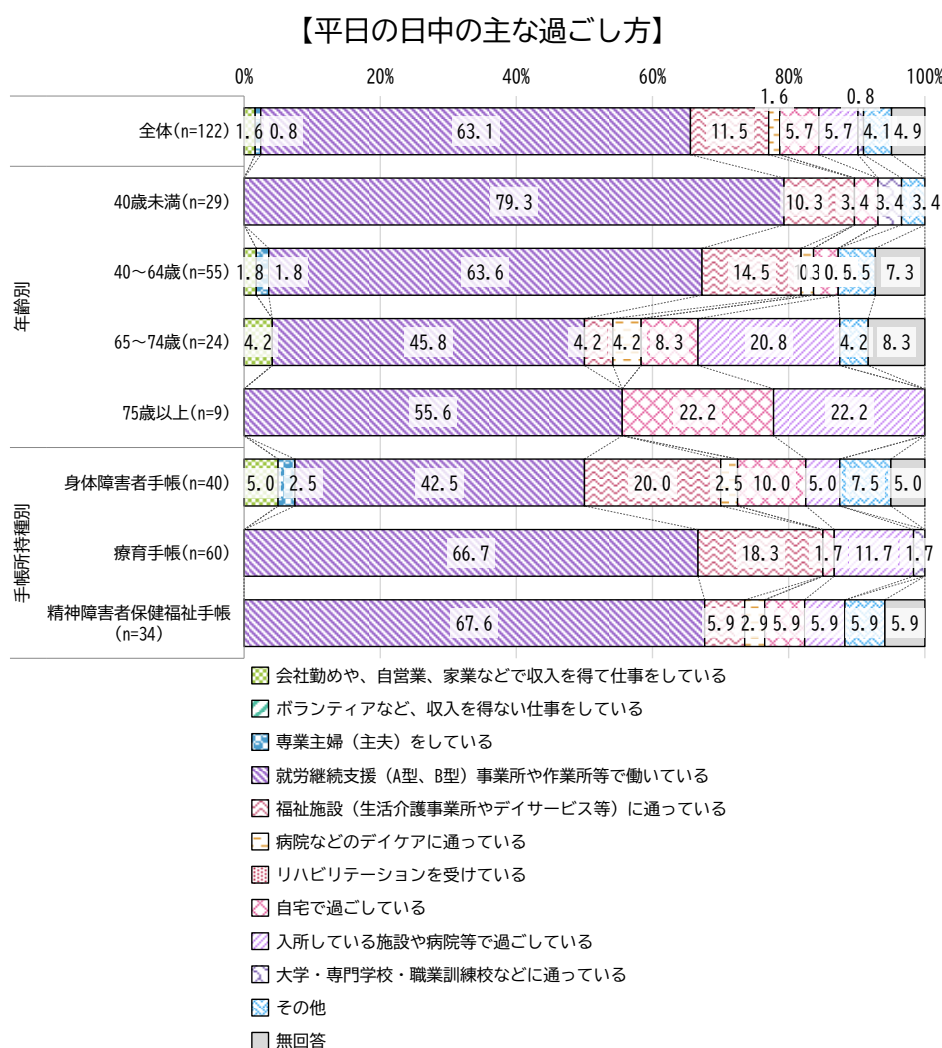
「福祉的就労」を希望する人が多いことから、障がいのある人等が自分らしく自立するために働ける環境づくりが必要となっています。

また、就労後の不安に対し、継続した支援が必要とされていることが分かります。

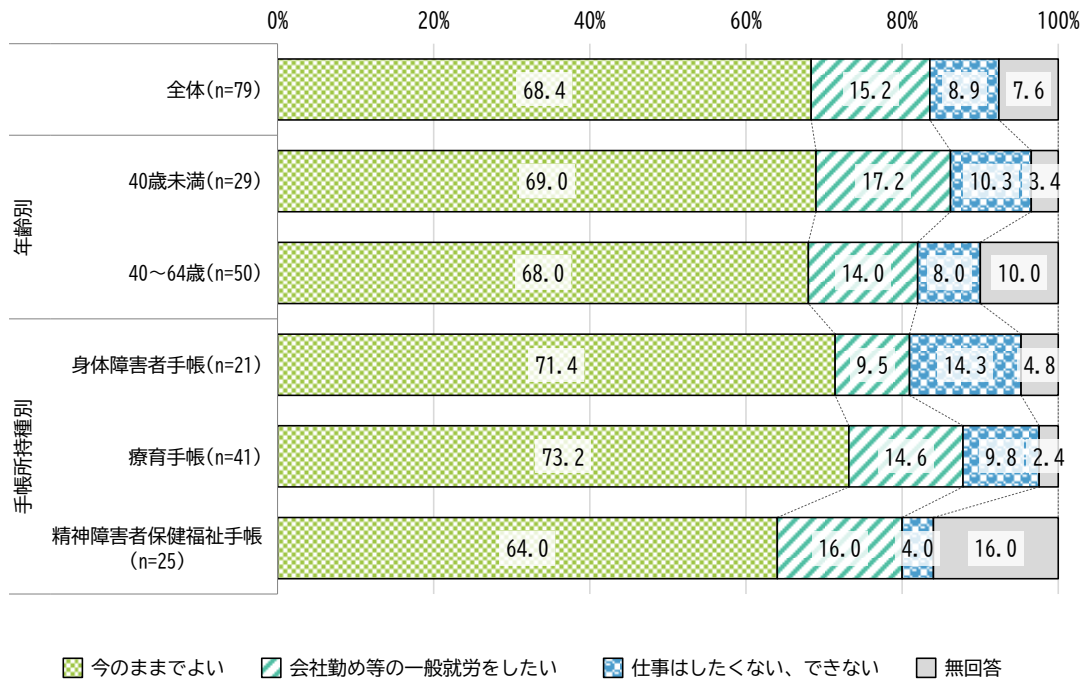
○平日の日中の過ごし方については、「就労継続支援（A型、B型）事業所や作業所等で働いている」が63.1%と最も高く、次いで「福祉施設（生活介護事業所やデイサービス等）に通っている」11.5%、「自宅で過ごしている」「入所している施設や病院等で過ごしている」がともに5.7%となっています。

○「現在収入を得て仕事をしている」と回答した以外の方の今後の希望については、「今のままでよい」が68.4%、「会社勤め等の一般就労をしたい」が15.2%、「仕事はしたくない、できない」が8.9%となっています。

○障がい者等の就労支援として必要なことについては、「通勤手段の確保」が43.4%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」40.2%、「職場の障がい理解」39.3%となっています。

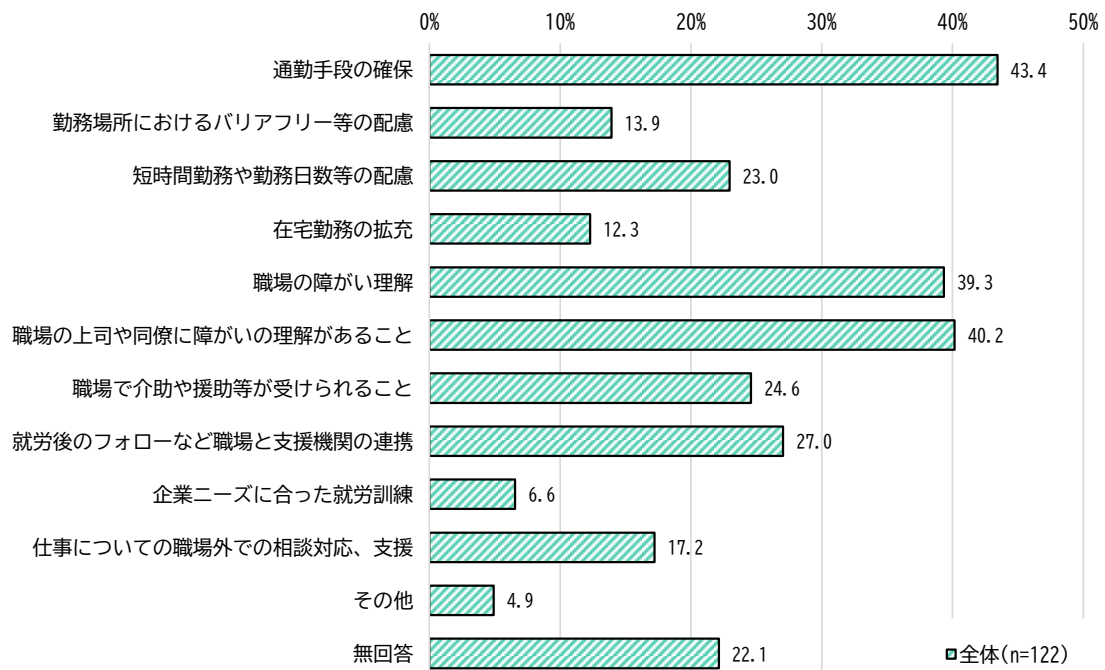


【今後、収入を得る仕事をしたいと思うか】



※「現在収入を得て仕事をしている」と回答した以外の方のみ

【就労支援として必要なこと（複数回答）】



障がい児への包括的な支援体制の充実が求められています。

○主な相談先については、「かかりつけの病院」「その他」がともに 23.3%と最も高く、次いで「園や学校または就労先」16.7%、「家族・親族」「市役所」がともに 6.7%となっています。

○お子さんが通っている園や学校に求めることについては、「学習支援や介助など、園・学校生活のサポート」が 40.0%と最も高く、次いで「障がいや発達課題などに対する、教師や他の児童・生徒の理解と配慮」「障がいや発達課題などに合わせた環境の整備」がともに 36.7%、「生活訓練や職業訓練など、専門的な指導」26.7%となっています。

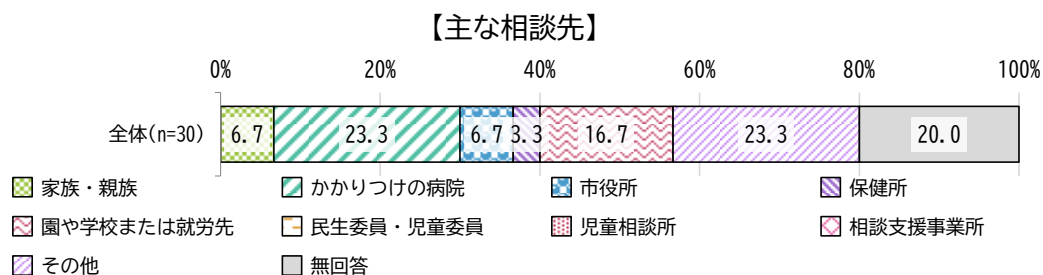
○現在、お子さんが利用している福祉サービスについては、「放課後等デイサービス（就学児）」が 66.7%、「児童発達支援」36.7%、「移動支援」10.0%となっています。

○社会生活を見据えた学齢期に必要な支援については、「特性や課題に応じた学習支援」が 83.3%と最も高く、次いで「仲間・友人づくり」43.3%、「職業訓練（職場体験・実習の場）」26.7%となっています。

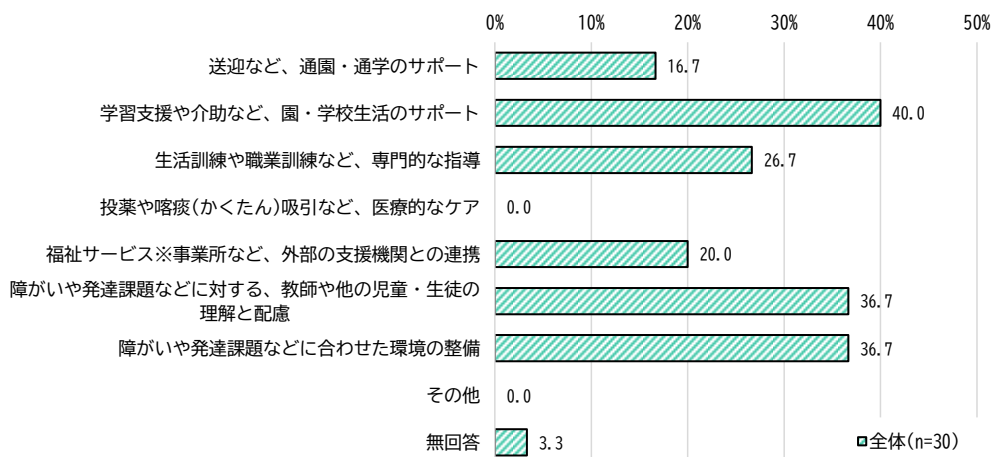
○家族にとって大切な支援については、「家計に対する支援」が 43.3%と最も高く、次いで「障がいや発達課題や、また利用できる福祉サービスなどの支援について学び考える機会」40.0%、「カウンセリングなど、家族の心理的サポート」30.0%となっています。

○特性のある子どもたちが暮らしやすくなるために必要なことについては、「手当制度の充実」「障がいのある子どものための放課後等デイサービスや障がい福祉サービスの充実」がともに 40.0%と最も高くなっています。

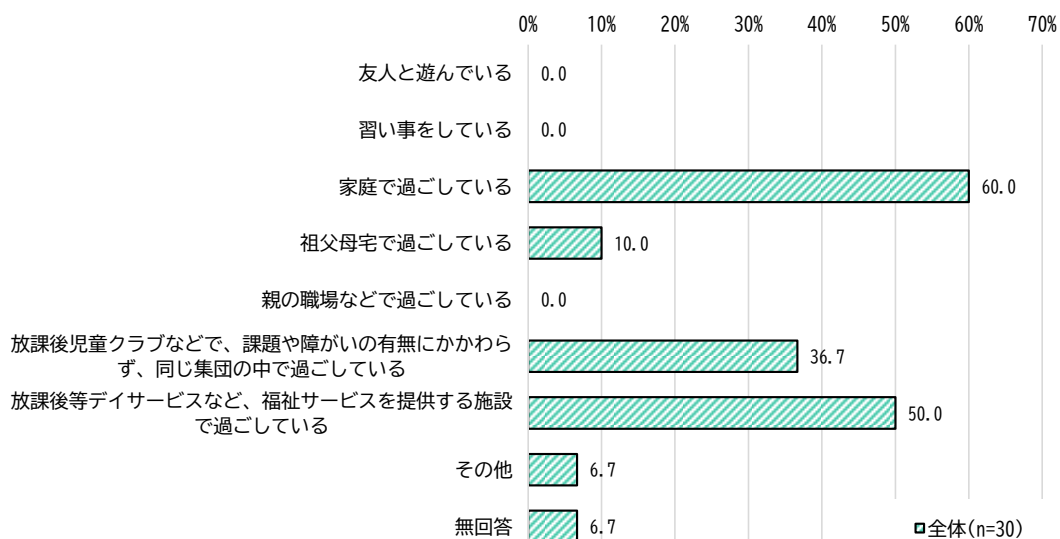
○相談支援ファイル「ぽこ・あ・ぽこ」の認知度については、「知っている、作成している」が 73.3%となり、そのうち、現状に「満足している」が 56.7%、「満足していない」が 23.3%となっています。



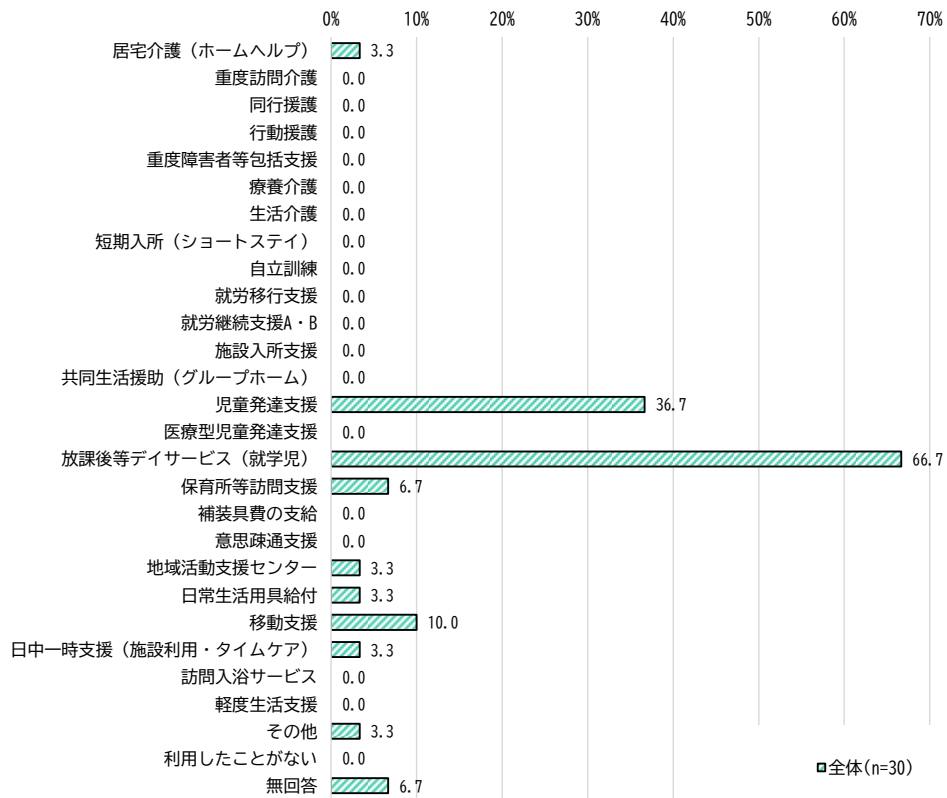
【お子さんが通っている園や学校に求めること】



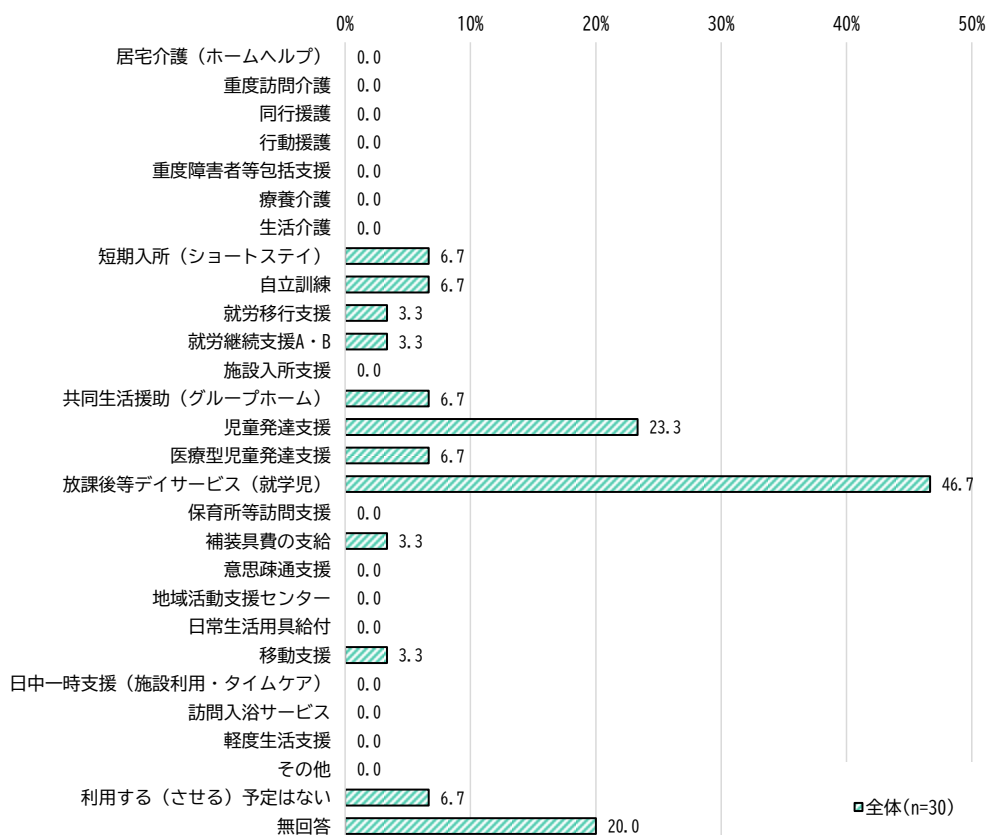
【お子さんの日常の過ごし方（複数回答）】



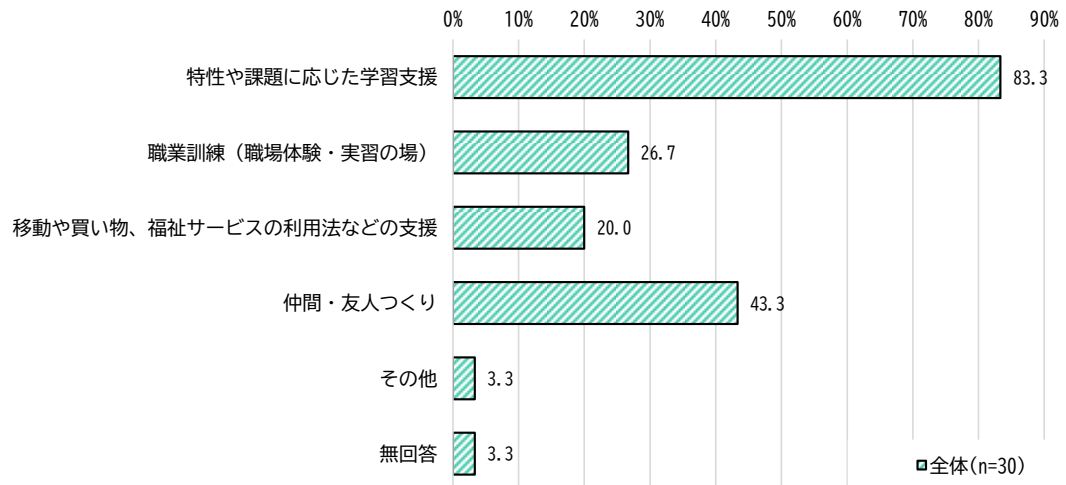
【現在、お子さんが利用している福祉サービス】



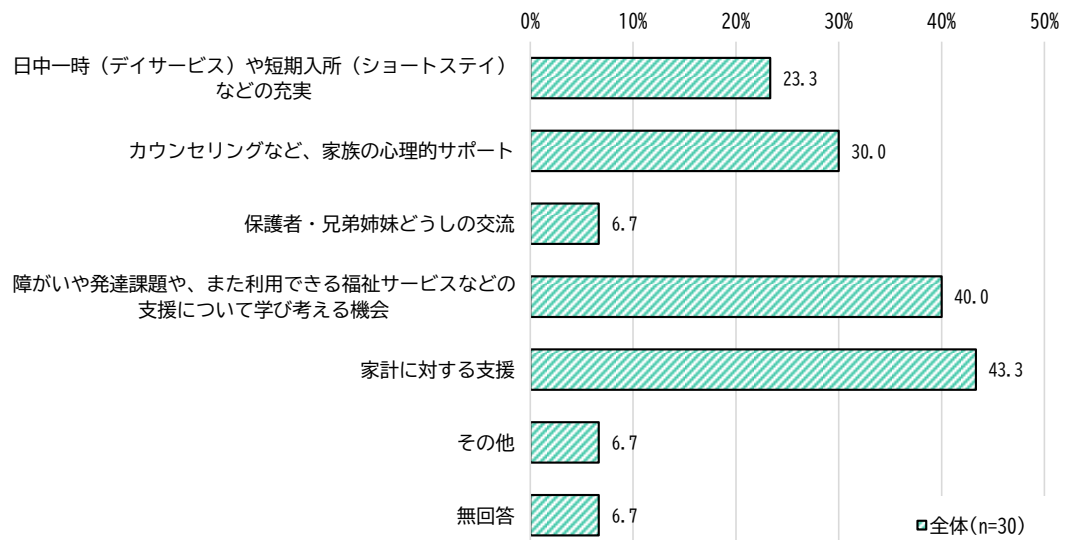
【今後、お子さんに利用させたい福祉サービス】



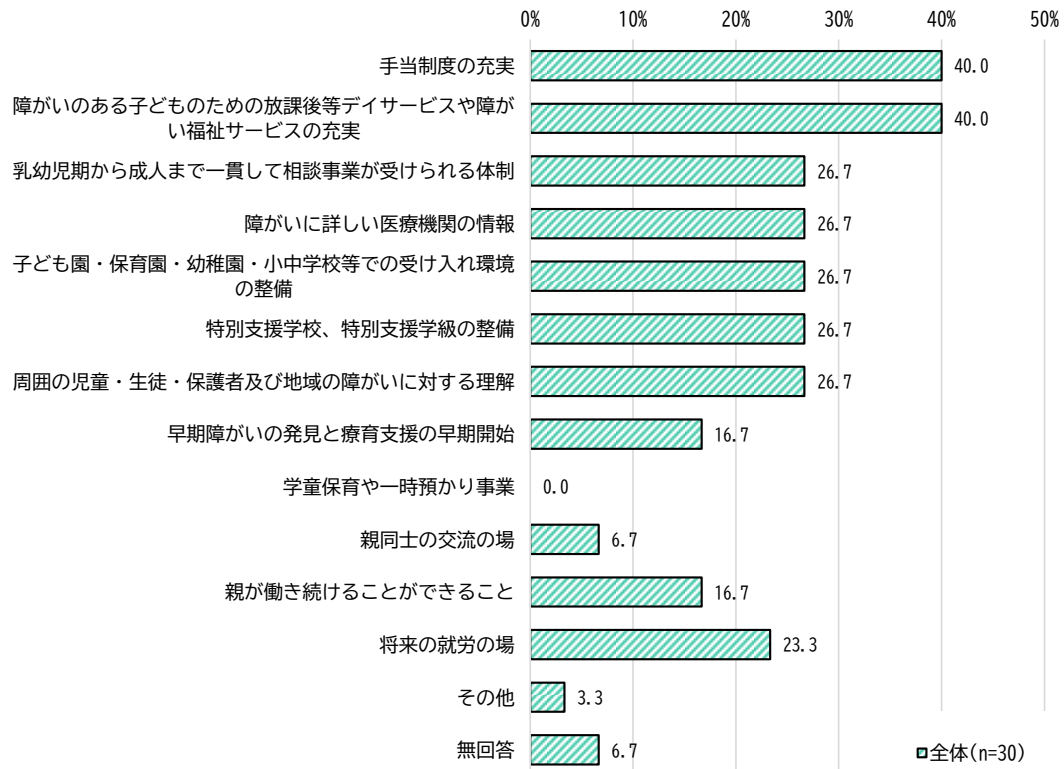
【社会生活を見据えた学齢期に必要な支援（複数回答）】



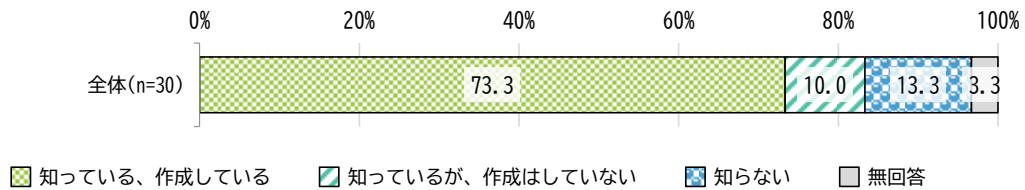
【家族にとって大切だと思う支援（複数回答）】



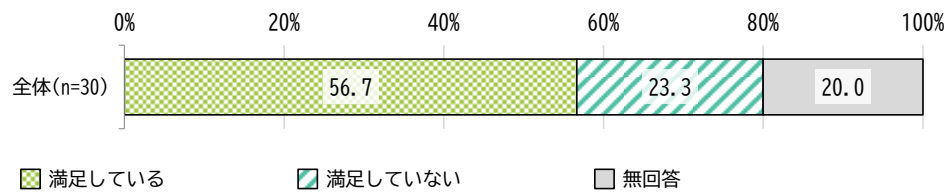
【障がいのある子どもたちが暮らしやすくなるために必要なこと（複数回答）】



【相談支援ファイル「ぽこ・あ・ぽこ」の認知度】



【相談支援ファイル「ぽこ・あ・ぽこ」の満足度】

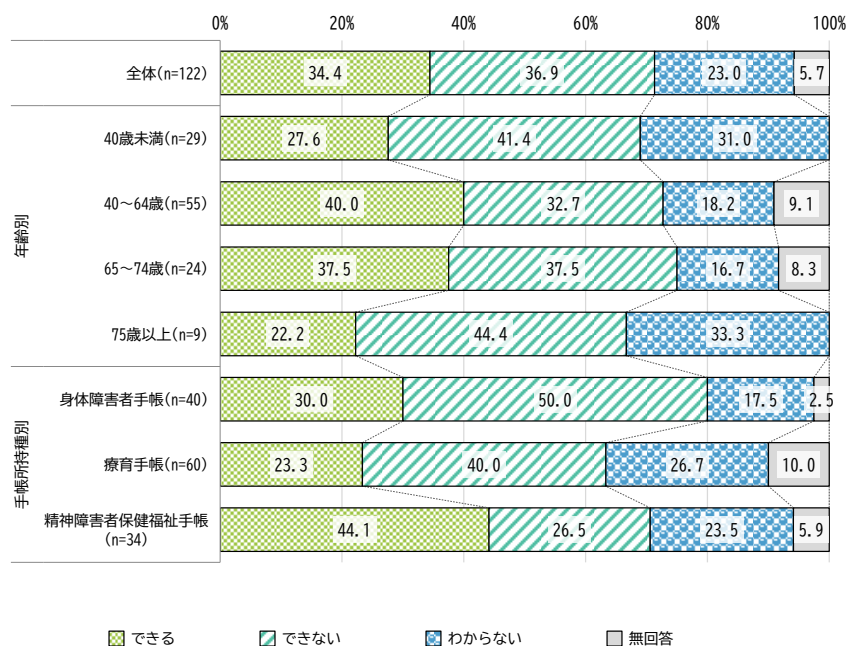


災害に備えた準備と障がいのある人の避難や、障がい特性を踏まえた福祉避難所の確保・整備、周知を行っていくことが必要です。

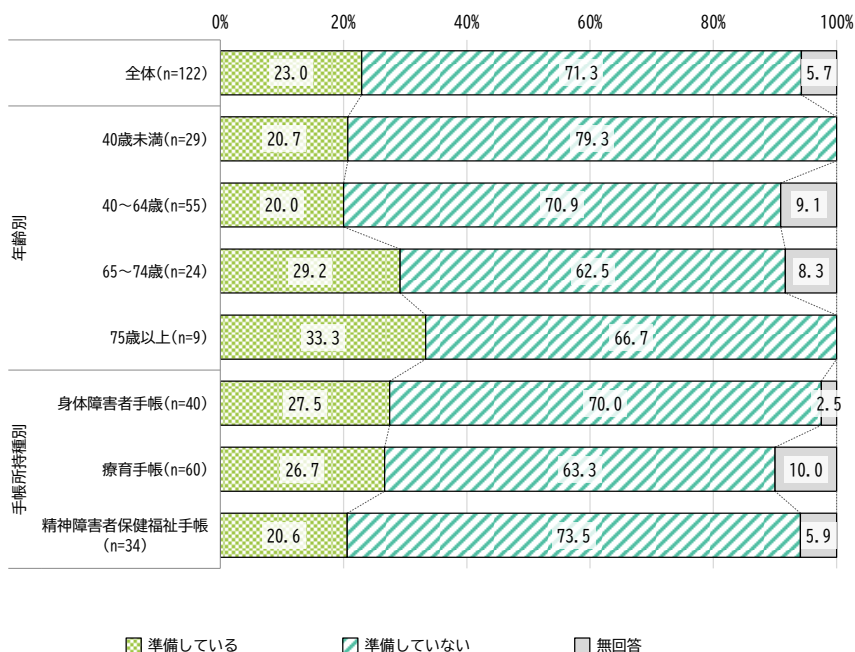
○水害・土砂災害や地震などの災害時に一人での避難が可能かどうかについては、「できる」が34.4%、「できない」が36.9%、「わからない」が23.0%となっています。

○災害が起きた時のための準備については、「準備している」が23.0%、「準備していない」が71.3%となっています。

【一人で避難できるか】



【災害が起きた時のために準備しているか】



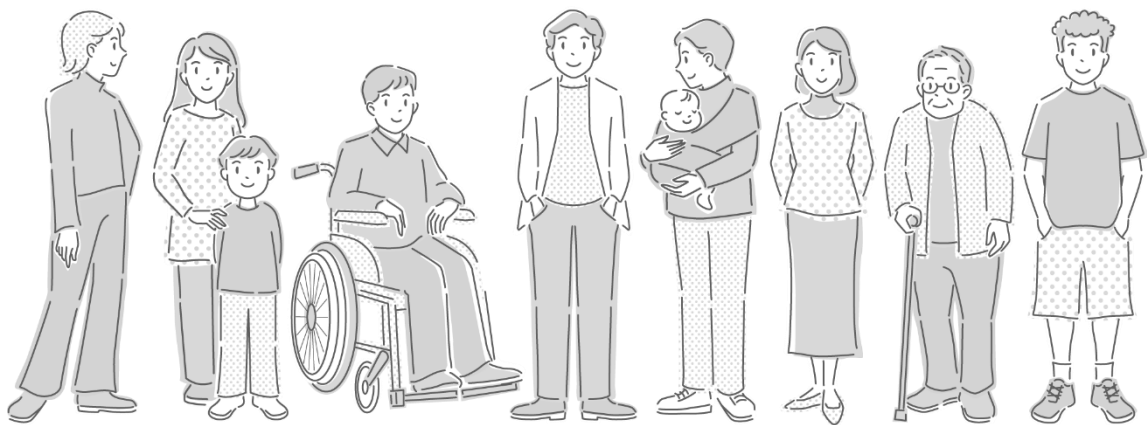
第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

やすらぎと安心に満ちた 支え合うまち 竹田

「第3期竹田市障がい者基本計画」では、「やすらぎと安心に満ちた 支え合うまち 竹田」を基本理念に、障がい者支援の充実を図っています。

本計画においても、障害者総合支援法の趣旨に則り、障がいのある人の自立への意欲を高めるとともに、施設入所・入院から地域生活への移行を促進し、障がいのある人が地域で自立して暮らせる環境づくりを目指していることから、この理念をもとに、福祉事業を推進していきます。



2. 計画の基本方針

本計画では、障害者総合支援法・児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な計画等を策定します。

（１）障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の考えのもとに、障がい者などが自分の住みたい場所に住み、必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援に努めます。

（２）障がい種別によらない一元化した障がい福祉サービスの実施等

障がいに関わる制度の一元化への対応として、障がい者などがその障がい種別にかかわらず、必要なサービスなどを利用することができるよう、サービスの提供体制の充実を図ります。

（３）課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者などの自立と社会参加を支援する観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がい者などの生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の整備を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域や暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、本市の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、各関係機関の連携の強化に努め、切れ目のない一貫した支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児などの専門的な支援が必要な児童が、保健や医療、障がい福祉等の支援を円滑に受けられるような体制づくりについて圏域で協議を行うなど、包括的な支援体制の構築を図ります。

（６）障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む一方、人口減少などにより地域資源が減少する中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供するために、提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・育成が一層重要となります。県や近隣自治体等とも協力し、専門性を高めるための研修の実施や派遣、多職種間の連携の推進等、障がい福祉人材の育成に努めます。

（７）障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者が文化芸術を楽しみ、創造や発表などの多様な活動に参加する機会の確保などを通じて個性や能力などを発揮することにより、障がい者の地域における社会参加の促進を図ります。

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に基づき策定するものです。具体的には、国が示した「障がい福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえて、障がい福祉サービス等の種類ごとに必要な見込量や、その確保策等を定めるものです。

1. 前期計画の成果目標の評価

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、国が基本指針で掲げる事項について成果目標を設定することとなっています。本市が第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画で設定した成果目標について、実績の把握と評価を行いました。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行状況

【目標値】

	基準値	目標値
地域生活移行者数	令和元年度施設入所者数 61 人	令和5年度までの地域移行者数4人 (6.0%以上)
施設入所者数		令和5年度 施設入所者数 60人(1人 1.6%削減)

【実績】

	令和3年度実績値	令和4年度実績値	令和5年度見込
地域生活移行者数	0人	4人	1人
施設入所者数	60人	61人	61人

【評価】

令和4年度はグループホームが新たに設立されたこと等により、施設入所からグループホーム等への地域移行者数が多くなっています。

(2) 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築状況

市の考え	豊肥地域精神障がい者地域移行推進連絡会を協議の場として、市の体制整備を行います。
------	--

活動指標	目標値 (令和5年度)	実績値
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回/年	2回/年
協議の場の参加者数	7人	7人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回

【評価】

医療機関や相談支援事業所、保健所等関係機関と協議しながら、精神障がい者が安心して地域で生活できる体制や取り組みについて検討しています。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実の状況

市の考え	令和2年度上半期中に、サービス事業所の管理者向けに研修会を開催し、自立支援協議会、各専門部会において協議を行い、令和2年度末に整備を終了しています。
------	--

活動指標	目標値 (令和5年度)	実績値
市内の地域生活支援拠点等の確保数	4か所	5か所
運用状況の検証及び検討回数	2回/年	2回/年

【評価】

竹田市自立支援協議会にて地域生活支援拠点等の確保数を報告しました。今後も協議会や各専門部会において協議を行い、拠点登録事業所の拡大と充実に向け検討していきます。

（４）福祉施設から一般就労への移行等の状況

①福祉施設から一般就労への移行者数

市の考え	国の指針に基づき、令和５年度に就労移行支援事業等を通じ一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上にすることを目指します。
------	---

【目標値】

一般就労移行者	基準値 (令和元年度実績)	目標値 (令和５年度末)
	０人	３人
内訳（一般就労前の所属）		
就労移行支援利用者	０人	０人
就労継続支援Ａ型利用者	０人	１人
就労継続支援Ｂ型利用者	０人	２人

【実績】

一般就労移行者	実績値 (令和５年 12 月 1 日時点)
	１人
内訳（一般就労前の所属）	
就労移行支援利用者	０人
就労継続支援Ａ型利用者	０人
就労継続支援Ｂ型利用者	１人

【評価】

自立支援協議会就労支援部会で障がい者の一般就労に向けた活動を行っていくほか、企業への仕事の切り出しを依頼したり、合同企業面接会への参加促進などを行っていきます。

②就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

市の考え	本計画では、国の基本指針に基づき、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとし、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。
------	---

成果指標	目標値 (令和5年度)	実績値
年度における就労定着支援事業利用者数	3人	0人
全就労定着支援事業所数に占める就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	—	—

【評価】

本市においては就労移行支援事業所がなく、利用者は0となっています。

(5) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

①児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制及び保育所等訪問支援の充実

市の考え	本市では、児童発達支援センター等を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、保育所等訪問支援をより利用できる体制整備に努めてきました。本計画においても引き続き障がい児の地域生活支援体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を推進することを目指します。
------	---

成果指標	目標値 (令和5年度)	実績値
児童発達支援センターの整備数	1 か所	1 か所(圏域)
保育所等訪問支援事業の実施	実施	実施

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市の考え	重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように設置された、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、利用促進を図ることを目指します。
------	--

成果指標	目標値 (令和5年度)	実績値
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	0 か所

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

市の考え	保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議する場を設置するとともに、コーディネーターを配置することを目指します。
------	---

成果指標	目標値 (令和5年度)	実績値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	配置	配置
医療的ケア児に関するコーディネーター配置	配置	3人

【評価】

自立支援協議会地域生活支援部会を協議の場として設定し、コーディネーターを3名配置しています。
--

(6) 相談支援体制の充実・強化等

①総合的・専門的な相談支援

市の考え	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを目指します。
------	---

【実績】

竹田市と豊後大野市に所在する4か所の相談支援事業所に一般相談支援を委託し、各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を行っています。

②地域の相談支援体制の強化

市の考え	相談支援事業者に対し、訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、及び地域の相談機関との連携強化の取組を継続することを目指します。
------	---

【実績】

一般相談支援事業所が集まる相談支援事業所連絡会や、重層的支援体制整備事業の一環である相談4分野実務者会議等で顔の見える関係づくりや情報共有を図り、連携強化を行っています。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

市の考え	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員及び施設職員の参加に努めることを目指します。
------	--

【実績】

親なきあと相談員研修会や相談支援従事者初任者研修に、市職員が参加するとともに、施設職員にも参加を依頼しました。また、強度行動障がいや高次脳機能障がいに関する研修を開催しました。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

市の考え	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所等との共有を図ることを目指します。
------	---

【実績】

竹田市自立支援協議会全体会において、前年度のサービス利用状況や利用者数、区分認定者数などを情報提供し、利用者数の推移などについて分析し共有しています。

2. 成果目標の設定

国の新たな基本指針に基づき、成果目標及びそれに付随する活動指標の設定を行いました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。 ②令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。 ※令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8(2026)年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

市の考え
本計画では、国の指針に基づき、令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の61人（基準値）に対し、6%以上となる4人（6.5%）を地域へ移行し、57人を目指します。 また、令和4年度末時点の61人（基準値）に対し、令和8年度末までに4人（6.5%）の施設入所者数を削減します。

【成果目標】

項目	人数
【基準値】 令和4年度末の施設入所者数	61人
令和8年度末の施設入所者	57人
【目標値①】 地域生活移行者*	4人 (6.5%)
【目標値②】 削減見込み	4人 (6.5%)

*地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した人の数。

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の第７期の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、以下のとおり活動指標を見込みます。

市の考え
精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、市単位で保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、医療・障がい福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本とします。平成 30 年度には精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場として、豊肥地域精神障がい者地域移行推進連絡会が設置されました。なお、豊肥地域精神障がい者地域移行推進連絡会は、豊肥保健所精神障がい者地域移行推進支援事業の一環として位置づけられています。 引き続き、保健・医療・福祉関係者による協議の場とも連動した市の体制整備を行います。

【活動指標】

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	２回	２回	２回
保健・医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の参加者数	７人	７人	７人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	２回	２回	２回

	令和６年度	令和７年度	令和８年度
精神障がい者の地域移行支援	１人	１人	１人
精神障がい者の地域定着支援	１人	１人	１人
精神障がい者の自立生活援助	１人	１人	１人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練） 【新規】	１人	１人	１人

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針
①令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ②令和8年度末までに強度行動障がい有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可能）を進めることを基本とする。（新規）

市の考え
障がいのある人の高齢化、重度化や「親なきあと」を見据え、地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援が求められます。令和2年度上半期中にサービス事業所の管理者向けに研修会を開催し、自立支援協議会、各専門部会において協議を行い、令和2年度末に地域生活支援拠点等を整備しました。

目標値	令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	5か所
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、支援の実績等を踏まえた検証及び検討回数についての年間の見込み数	2回
	コーディネーターの配置人数についての年間の見込み数	1人
	強度行動障がい有する人への支援体制の整備	整備済み

(4) 福祉生活から一般就労への移行等

①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針
・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 ①就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 ②就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上を目指すこととする。

市の考え
本計画では、国の指針に基づき、令和8年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを目指します。

項目		人数	備考
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数		3人	令和3年度実績 1人 1.28倍以上
内 訳	令和8年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	2人	令和3年度実績 1人 1.31倍以上
	令和8年度中の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	0人	令和3年度実績 0人 1.29倍以上
	令和8年度中の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	1人	令和3年度実績 0人 1.28倍以上

【活動指標】

項目	数値	考え方
職業訓練の受講者数	0 人	令和 8 年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	0 人	令和 8 年度において、福祉施設利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導件数	1 人	令和 8 年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	2 人	令和 8 年度において、福祉施設利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定

②就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。（新規） - 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 - 就労定着率については、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。（※目標は県のみ設定） ※一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障がい福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

市の考え
本計画では、国の基本指針に基づき、令和8年度の就労定着支援事業の利用者数について、令和3年度実績の1人から2人を目指します。

項目	人数	考え方
令和8年度中の一般就労への移行者のうち 就労定着支援事業の利用数	2人	令和8年度において就労支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業を利用する人の数

(5) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

国の基本指針
- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進 ①令和8年度末までに、4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。 ②令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。（※目標は県のみ設定） - 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 - 令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。 なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。 - 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置（新規） <u>令和8年度末までに県において移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。</u>

市の考え
本市では、児童発達支援センター等を中核とした重層的な地域支援体制の構築を図るとともに、市内の障がい児通所サービス事業所との連携強化に努めてきました。本計画においても引き続き障がい児の地域生活支援体制の充実を図るとともに、巡回支援専門員派遣事業の活用やこども家庭センター等関係機関との連携を推進します。 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、利用促進を図ることを目指します。 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議する場の充実及びコーディネーターの機能強化を図ります。

項目	令和8年度末の 整備か所数	整備形態
① 4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備数	1 か所	圏域による設置
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	2 か所	圏域による確保
③ 難聴児支援のための体制の確保	—	県による確保
④ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	0 か所	圏域による確保
⑤ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	0 か所	圏域による確保
⑥ 医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	1 か所	
⑦ 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置数	3 人	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
① 令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。 ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制確保を基本とする。

市の考え
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を継続することを目指す。

①基幹相談支援センターの設置

【目標値】		
令和8年度末の 設置見込み (有・無)	確保形態 (単独又は圏域確保)	令和8年度末の 主任相談支援専門員 の設置数(人)
1	—	1

②基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

【目標値】		
基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化の取組		
令和8年度末の 地域の相談支援事業所への訪 問による助言指導数	令和8年度末の 地域の相談機関との連携強化 の取組の実施回数	令和8年度末の 個別事例の支援内容の検証の 実施回数
1	1	2

③協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

【目標値】					
協議会における地域のサービス基盤の開発・改善					
令和8年度末 の協議会にお ける相談支援 事業所の参画 による事例検 討実施回数	令和8年度末 の協議会への 参加事業所数	令和8年度末 の協議会の専 門部会の設置	専門部会の設 置目標年度	令和8年度末 の協議会の専 門部会の開催 の有無	専門部会の開 催目標年度
1回/年	4か所	有	R8	有	R8

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針
・2026（令和8）年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。

市の考え
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修へ、市職員及び施設職員が参加することに努めます。 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用するとともに、事業所等との共有を図るよう努めます。

【目標値】

項目	令和8年度
サービスの質の向上を図るための体制の構築	有
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や県が市町村職員に対して実施する研修の参加	参加
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数の見込み	有
	2回／年

(8) 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針
・現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。 ・現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。 ・現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

市の考え
国の基本指針に基づき、県や圏域での取組も活用しながら支援に努めます。

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	—	—	—
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	—	—	1人
ペアレントメンターの人数	—	—	1人
ピアサポートの活動	—	—	—

※用語解説

サービス名	サービス内容
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。
ペアレントメンター	発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する研修を受けた方が、同じような子どもを持つ親に対して、専門家とは違う視点で共感的な支援を行いながら、地域資源についての情報を提供したり、体験談を話したりします。
ピアサポート	当事者同士の支え合いのことで、同じような状況にある者同士で互いの悩みなどを打ち明け、気持ちを共有・共感し、支援しあうことをいいます。

3. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

名 称	内 容
居宅介護	居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

なお、次頁からの表中の令和5年度は、令和5年10月までの実績に基づく見込み値であり、サービス見込み量の単位は下記のとおりです。

人／月：1 か月当たりの利用人数

時間／月：1 か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）

人日／月：1 か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）

◆サービス実績値及び見込量

	単位	第 6 期実績			第 7 期見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
居宅介護	人/月	34	30	32	33	34	35
	時間/月	378	364	384	396	408	420
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	3	3	3	3	3	3
	時間/月	7	9	9	9	9	9
行動援護	人/月	2	1	2	2	2	2
	時間/月	73	65	70	70	70	70
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※実績は各年度3月末の数値です。ただし、令和5年度は見込値です。(以下、同様)

◆見込量確保のための方策

訪問系サービスは、障がいのある人の在宅生活を支えるために不可欠なサービスです。

過去3年間の利用実績は一定の傾向を示していませんが、サービスの特徴により今後減少する可能性は低く、障がいのある人の地域生活への移行の推進や、本人及び介護者の高齢化などにより、今後も一定の利用ニーズが見込まれます。サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、情報提供体制の充実を図るとともに必要なサービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

名 称	内 容
生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	機能訓練は、地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。 一方、生活訓練は、地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労選択支援 【新設】	障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じた、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	A型は就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	B型は年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人に対して一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、企業・自宅等への訪問や来所相談により、生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話を行うサービスです。
短期入所 (医療型・福祉型)	居宅で介助（介護）する人の病気などを理由に、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所が必要となった人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	70	69	71	73	76	79
	人日/月	1,418	1,431	1,420	1,460	1,520	1,580
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	1	1	1	1	1
	人日/月	0	19	20	20	20	20
自立訓練（生活訓練）	人/月	4	7	7	8	8	9
	人日/月	59	69	70	80	80	90
就労選択支援	人/月				0	1	1
	人日/月				0	20	20
就労移行支援	人/月	2	5	5	5	5	5
	人日/月	46	97	100	100	100	100
就労継続支援（A型）	人/月	16	15	15	15	15	15
	人日/月	352	323	330	330	330	330
就労継続支援（B型）	人/月	118	108	110	115	120	125
	人日/月	2,133	1,962	1,980	2,070	2,160	2,250
就労定着支援	人	1	0	1	1	1	1
療養介護	人	4	4	4	4	4	4
短期入所（福祉型）	人/月	0	1	1	1	1	1
	人日/月	0	31	31	31	31	31
短期入所（医療型）	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

◆見込量確保のための方策

日中活動系サービスとは、通所等により必要な介護や訓練など、日中の活動を支援するサービスです。過去3年間のサービス利用実績やサービスの特徴から、今後減少する可能性は低いと想定し見込量を設定しました。利用者一人ひとりの状況に応じた様々な日中活動の場を提供できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。また、新規参入を検討している事業者に対して、サービス利用者の動向などに関する情報提供を行い、参入の促進を図ります。

就労支援サービスについては、一般就労への移行の目標達成に向け、自立支援協議会等を活用しながら事業所やハローワークなどの関係機関との連携を図り、一般就労への支援策を検討します。

(3) 居住系サービス

名 称	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用しており、一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に居宅を訪問し、食事・洗濯・掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納がないか、体調に変化は無いかなどを確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うサービスです。また、相談・要請があった際は、訪問・電話・メール等による随時の対応や適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助は、障がいのある人を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談および助言、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数)

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	71	66	66	67	69	71
施設入所支援	人/月	58	61	61	59	58	57

◆見込量確保のための方策

共同生活援助（グループホーム）は、入所施設や病院からの地域移行を進めていくなかで重要な居住の場です。サービスの特徴により、今後減少する可能性は低いと考えられます。障がいのある人が地域で安心して暮らすためには住まいの確保が重要であるため、提供可能な事業者と連携して、計画的なサービス提供体制の整備に努めます。

施設入所支援については、入所者の地域移行の推進を前提としつつ、施設での生活が真に必要な方が利用できるよう、広域的な対応によるサービス提供を図ります。

(4) 相談支援

名 称	内 容
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に対し、住居の確保等地域における生活に移行するための活動に関する相談その他必要な支援を行うサービスです。
地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行うサービスです。
計画相談支援	支給決定を受けた人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向等の事情を勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数)

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	57	59	60	62	64	66
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

◆見込量確保のための方策

計画相談支援については、全ての障がい福祉サービス利用者に対してサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。また、利用者の意向を尊重し、一人ひとりの心身の状況や環境に合せた適切なサービスを提供できるよう、相談支援事業所連絡会を核として相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。

地域移行支援及び地域定着支援については、医療機関、相談支援事業所及び関係機関との連携を図りながら、障がいのある人の地域生活への移行を推進します。

4. 障がい児サービスの見込量と確保方策

児童福祉法を根拠とする障がい児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障がい児通所支援とその利用に必要となる障がい児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

名 称	内 容
児童発達支援	身近な地域での質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や障がい児を預かる保育所等の施設の援助等にも対応します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中又は利用を予定する障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、発達支援が提供できるよう、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用にあたって、障がい児サービス等利用計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

	単位	第2期実績			第3期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	9	10	13	16	19	22
	人日/月	39	47	52	64	76	88
放課後等デイサービス	人/月	29	29	32	35	38	42
	人日/月	335.8	300	320	350	380	420
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	7	7	7	8	9	10

◆見込量確保のための方策

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの療育支援に対するニーズは高いため、サービス提供事業者において専門的な支援が受けられるよう、療育の場の確保に努めます。児童発達支援及び放課後等デイサービスに関しては、増加傾向となっていることから第2期の変化率をもとに、第3期においても増加傾向が継続すると見込み量を設定しました。

また、こども家庭センター等と連携し、療育を必要とする児童の早期発見に努めるとともに、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう情報提供体制の充実に努めます。

障がい児相談支援については、すべての障がい児通所支援利用者に対して障がい児支援利用計画が作成できるよう、相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努めます。

5. 地域生活支援事業の推進

障がいのある人がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づき、市町村が主体となり、地域の実情や利用者のニーズに応じて、柔軟な形態により事業を実施するものです。

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して障がいや、障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発活動などを行うものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	-	0	0	0	1	1	1

◆見込量算出の考え方

○関係機関との連携を図りながら、障がいや障がいのある人への理解を深めるための研修に取り組むとともに、しおりの配布や広報、ホームページにより啓発を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、本人やその家族、地域住民などによる自発的な取組を支援するものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	-	0	0	1	1	1	1

◆見込量算出の考え方

○障がい者団体等が自発的に取り組む活動に対して、支援を行っていきます。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護、親なきあと等の相談対応や援助を行い、自立した生活ができるよう支援するものです。

また、地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、地域自立支援協議会に対して、相談支援事業の実施状況報告・情報提供を行い、地域の関係機関の連携強化を推進します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者等相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	4
相談支援機能強化事業	か所	4	4	4	4	4	4
地域自立支援協議会	か所	1	1	1	1	1	1

◆見込量算出の考え方

○基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、自立支援協議会相談支援事業所連絡会での検討や情報交換等を通じて、相談支援事業者間や関係機関とのネットワーク体制の充実を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

「親なきあと」も地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援するものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業（利用件数）	件/年	0	3	1	2	2	2

◆見込量算出の考え方

○竹田市権利擁護・成年後見支援センターや相談支援事業所等の関係機関と連携し、支援を必要としている人が利用できるよう、事業の周知と利用促進を図ります。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	—	有	有	有	有	有	有

◆見込量算出の考え方

○現在、市内2法人で法人後見事業を行っています。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語、音声、視覚などの障がいによって意思疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣などを行うものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者の派遣件数	件/年	12	22	20	20	20	20
要約筆記者の派遣件数	件/年	0	0	0	0	0	0

◆見込量算出の考え方

○3年間の利用実績を踏まえて見込量を算出しています。

○聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するため、関係機関と連携を図りながら事業の周知に努めます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員を養成するものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業（登録者数）	人/年	4	4	4	5	5	5

◆見込量算出の考え方

○3年間の利用実績を踏まえて見込量を算出しています。

○引き続き手話奉仕員養成講座を開催し、奉仕員の養成に努めるとともにその充実を図っていきます。

(8) 日常生活用具給付等事業

障がいにより日常生活を営むのに支障がある人に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の給付を行うものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	1	2	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	4	3	4	4	4	4
在宅療養等支援用具	件/年	3	9	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	6	5	5	5	5
排せつ管理支援用具	件/年	532	518	520	530	535	540
住宅改修費	件/年	0	1	1	1	1	1

◆見込量算出の考え方

○3年間の利用実績を踏まえて見込量を算出しています。

○障がいのある人の日常生活の便宜を図るため、事業の周知に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業

創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの支援を行うものです。

地域活動支援センター事業（Ⅱ型）

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施数	か所	3	3	3	3	3	3
利用者数	人/月	17	15	15	15	15	15

◆見込量算出の考え方

○地域活動支援センターは3か所設置しています。

○利用者数については、3年間の実績を踏まえて見込量を算出しています。

(10) 移動支援事業

障がいにより屋外での移動が困難な人等について、地域での自立生活や社会参加を促すため、外出のための支援を行うものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業 個別支援型	人	18.6	22	25	25	25	25
	時間	222.5	243.7	250	250	250	250
移動支援事業 通所支援型	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

◆見込量算出の考え方

○3年間の実績を踏まえて見込量を算出しています。

○障がいのある人の外出支援や社会参加の促進を図るため継続して実施していくとともに、サービス事業所の確保に努めます。

(11) その他の事業（任意事業）

①日中一時支援事業（施設利用分）

日常的に介護している家族の一時的な休息などを目的として、障がいのある人の日中における活動の場を確保するものです。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/年	3	1	5	5	5	5

②日中一時支援事業（障がい児タイムケア分）

障がい児の休日等の活動の場を提供します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

③軽度生活支援事業（生活サポート事業）

日常生活における簡易な支援を行います。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施数	か所	0	0	0	0	0	0
利用者数	人/年	0	0	0	0	0	0

④福祉ホーム事業

福祉ホームの運営を補助します。

	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/年	1	1	1	1	1	1

⑤身体障がい者自動車改造助成事業

障がいのある人の運転する車の改造に対して助成を行います。

	単位	第 6 期実績			第 7 期見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	件/年	0	0	0	1	1	1

⑥訪問入浴サービス事業

訪問により在宅入浴サービスを提供し、身体に障がいのある人の清潔保持、心身機能の維持などを図るものです。

	単位	第 6 期実績			第 7 期見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実施数	か所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1

◆見込量算出の考え方

○各事業 3 年間の実績を踏まえて見込量を算出しています。

○今後も各事業の周知に努めていきます。

6. サービス見込量等確保のための方策

(1) 訪問系サービス

介護者の高齢化等による介護力の不足に加え、ホームヘルパー等サービスのマンパワー不足も課題となっています。障がいのある人とその家族が安心して暮らせるようサービス供給量の確保に努め、福祉サービスを継続して実施します。

また、利用するサービスの選択肢を広げるため事業者情報の提供に努めるとともに、事業者に対しては 技術・知識の向上を目的とした研修会や講演等の情報提供を行い、サービスの質の向上を図ります。

今後も事業者との協力・連携によりサービスの質と量の確保を図り、適切な訪問系サービスを提供することができる体制整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

就労系サービス提供事業所の増加に伴い、今後利用者数の伸びが見込まれます。引き続き、一人ひとりのニーズに見合った適切な就労の場の提供に努めるとともに、自立支援協議会や個別支援会議等を通じて、事業所・ハローワーク・行政の連携や情報共有を図り、一般就労を目指す人のステップアップのための支援策を検討します。

なお、市内に必要な施設や不足が見込まれるサービスについては、既存の事業者によるサービスの拡充や新規参入を支援するなど、サービス量が確保されるような施策を検討します。

また、一般就労が困難な人に対しては、身近な場所で就労機会や生産活動の場を提供するとともに、収入の向上につながるよう障害者就労施設からの物品等調達の拡大に取り組みます。

その他の生活・機能訓練等サービスについても、障がいの状態や希望に合わせて選択できるよう日中活動の場の提供に努めます。

(3) 居住系サービス

障がいのある人の地域生活への移行・定着を進めるためには、主な移行先である共同生活援助（グループホーム）の充実が必要となります。障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、提供可能な事業者と連携して計画的な住居の確保に努めます。

(4) 相談支援

障がい福祉サービス利用者数の増加に伴い、利用計画の作成件数も引き続き伸びることが見込まれます。このため、公平で公正な計画相談支援を行うことと併せて、相談支援事業所や相談員の確保も課題となってきます。

身近な相談支援の基盤整備に取り組むとともに、障がい特性等に配慮したきめ細やかな相談支援を行うため、相談支援の担い手が確保されるよう施策を検討します。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進のために

障がいのある人の地域生活への移行、就労支援などの推進にあたっては、福祉分野のみならず、地域・雇用・教育・医療といった分野を超えた総合的な取組が不可欠です。ハローワーク・特別支援学校・医療機関等の関係機関との連携を図り、地域ネットワークの強化に努めます。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で社会活動に積極的に参加・貢献できるよう、住民相互が人格と個性を尊重し、支え合い、多様な在り方を認め合えるような地域共生社会の実現を目指し、各種施策の推進を図ります。

(1) 連携・協力の推進

障がいがある人の地域生活への支援や就労支援を着実に推進するため、障がい福祉サービス事業者・関係機関・地域及び障がい者団体等との連携を深め、協力体制の構築に中核的な役割を果たす自立支援協議会を活用し、地域における障がい福祉に関するネットワークの構築に一層努めます。

広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市町との連携を図るとともに、国、県の役割に関して必要な要望を行うなど、適切な役割分担や情報交換を通じて関係機関との連携を深め、施策の推進を図ります。

(2) 広報・啓発の推進

障がいの有無にかかわらず、市民がともに暮らす地域の実現のために、障がいについての正しい理解を深める必要があります。障がいや障がいのある人に対する理解と正しい知識の普及に向け、障害者総合支援法や障害者差別解消法等の普及啓発に努めるとともに、「ノーマライゼーション※」の理念の定着を図ります。

また、本計画に基づく事業・施策を推進するため、市のホームページや広報誌等を通じて広く周知を図るとともに、必要とする障がい福祉サービスを誰もが適切に利用できるような取組を進めます。今後も、サービス内容や利用手続きなどの情報について分かりやすいパンフレットの作成、事業所や民生委員・児童委員などの関係機関との連携により周知を図ります。

※用語解説

ノーマライゼーション	障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指すという理念。
------------	--

2. 推進体制の整備

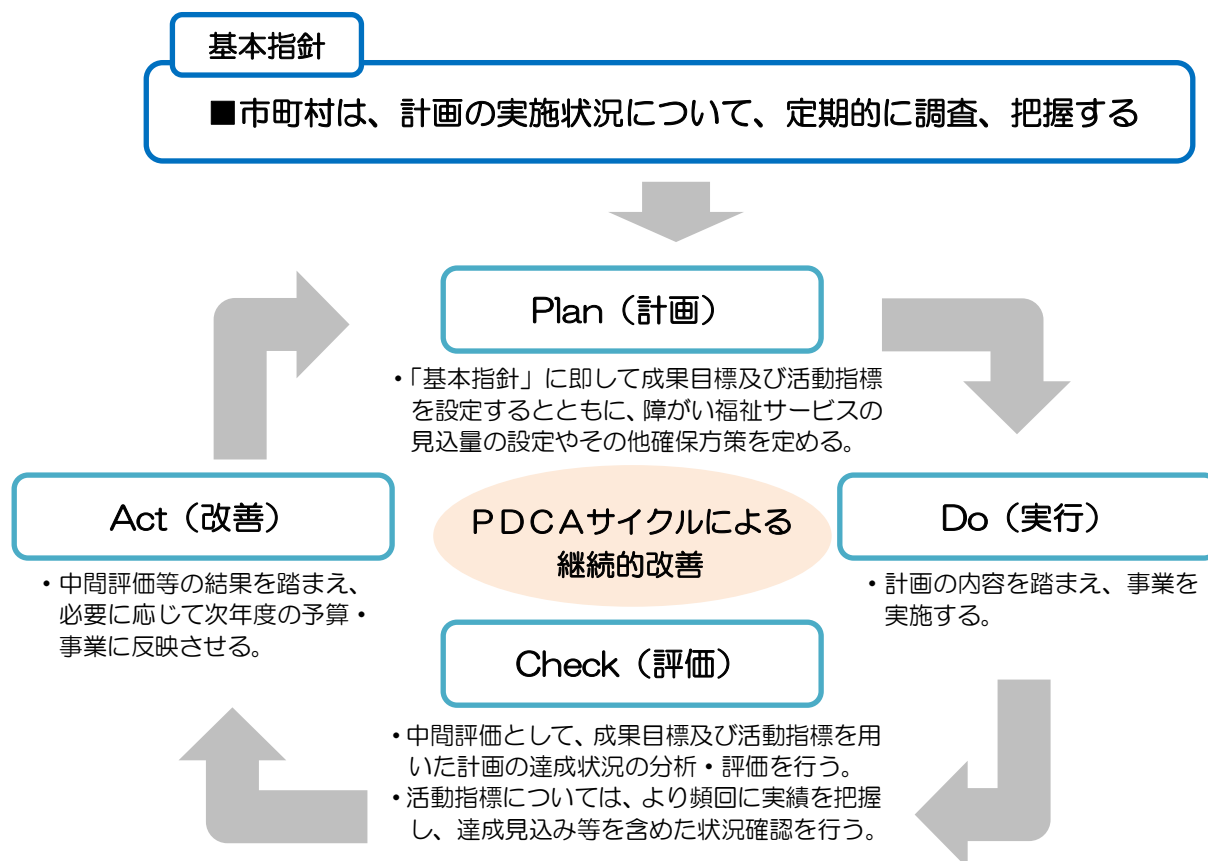
本計画の推進にあたっては、社会福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

(1) 計画の達成状況の進行管理

各目標値、サービスの見込量については、実績を把握し、障がい者（児）施策や関連施策の動向も踏まえながら障がい福祉計画、障がい児福祉計画の分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を行います。

(2) 庁内推進体制の整備

関係各課との連携をさらに強化し、この計画を確実に実施していくために、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう研修会等の開催により、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。



資料編

1. 竹田市障がい福祉計画等策定委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	団体・組織等	役職	備考
1	糸長 伸能	大分県豊肥保健所	所長	保健・医療関係機関
2	吉岡 暁督	社会福祉法人 偕倅社	理事長	障害福祉サービス事業者
3	佐々木 成二	社会福祉法人 やまなみ福祉会	理事長	障害福祉サービス事業者
4	佐藤 一夫	竹田市身体障害者福祉協議会	会長	障害者関係団体
5	下田 一男	竹田市視覚障害者相互援助協会	会長	障害者関係団体
6	河野 宗幸	精神障がい者家族代表		市長が必要と認める者
7	渡部 初美	知的障がい者家族代表		市長が必要と認める者
8	塩谷 留美子	障がい児家族代表		市長が必要と認める者
9	白井 幸光	竹田市民生委員児童委員協議会	会長	市長が必要と認める者
10	木村 文美枝	大分県立竹田支援学校	校長	市長が必要と認める者
11	吉岡 庸博	社会福祉法人 竹田市社会福祉協議会	事務局長	市長が必要と認める者

竹田市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行年月：令和6年3月

発行者：竹田市

編集：社会福祉課

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650番地

☎0974-63-4811



竹田市